

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年2月



日本リビング保証株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式158,950千円（見込額）の募集及び株式85,850千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式40,800千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年2月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

日本リビング保証株式会社

東京都渋谷区代々木三丁目28番6号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 企業理念

すまいと暮らしの“^{コレカラ}未来”を創る

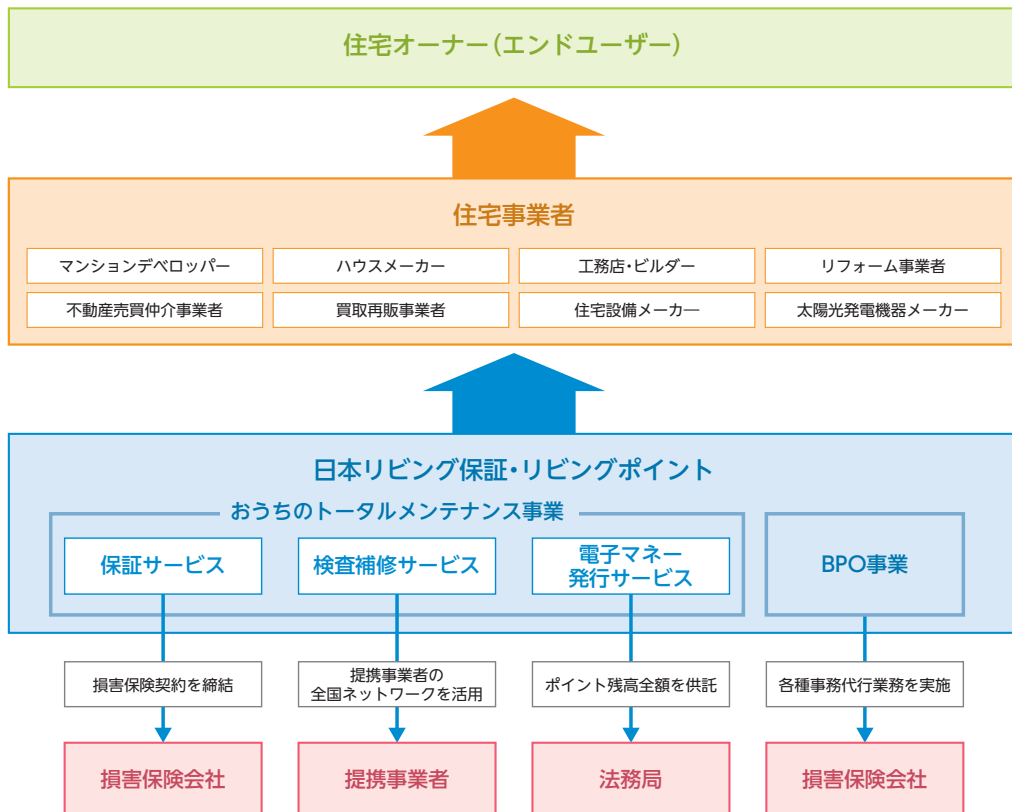
住宅の業界用語としての「アフター（引渡し後）サービス」はあくまで住宅事業を営む企業の目線。

住宅オーナーにとっては、引渡し後が「スタート」となります。

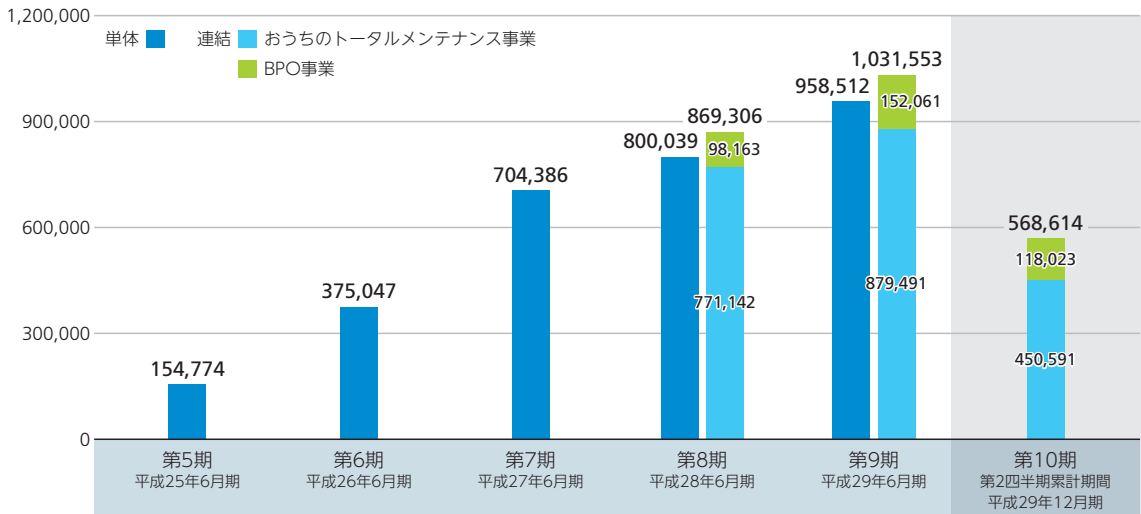
私たちは、住宅事業者の戦略的パートナーとして、新たなサービスを開発し、
「すまい」（＝ハード）と「暮らし」（＝ソフト）、その両面から住宅オーナーの
より良い未来創りに貢献してまいります。

2 事業の概況

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社1社により構成されており、「住宅総合アフターサービス企業」として、「おうちのトータルメンテナンス事業」及び「BPO事業」を営んでおります。

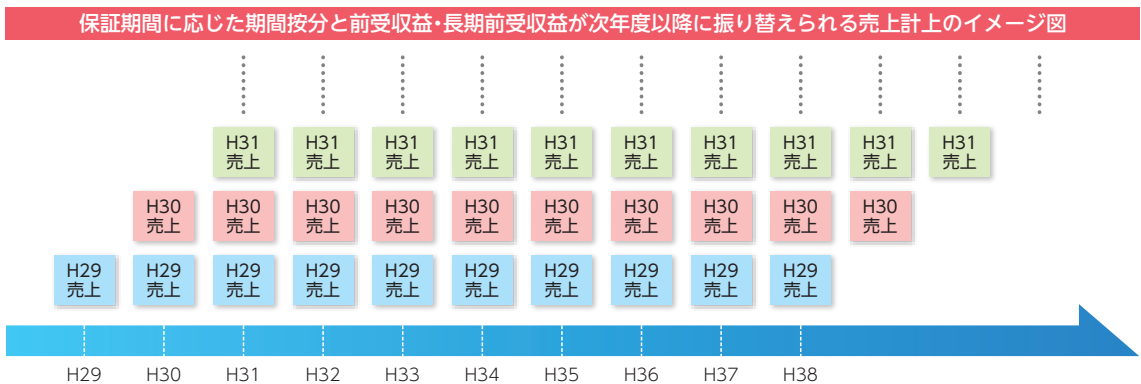


売上高の推移 (単位:千円)



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

<保証サービスの売上計上イメージ> ※保証期間10年の場合



3 事業の内容

うちのトータルメンテナンス事業

「うちのトータルメンテナンス事業」は主に「保証サービス」、「検査補修サービス」、「電子マネー発行サービス」で構成されており、住宅オーナー及び住宅事業者のニーズに合わせて、これらサービスを有機的に組み合わせて提供しております。

1 「保証サービス」

新築住宅向け



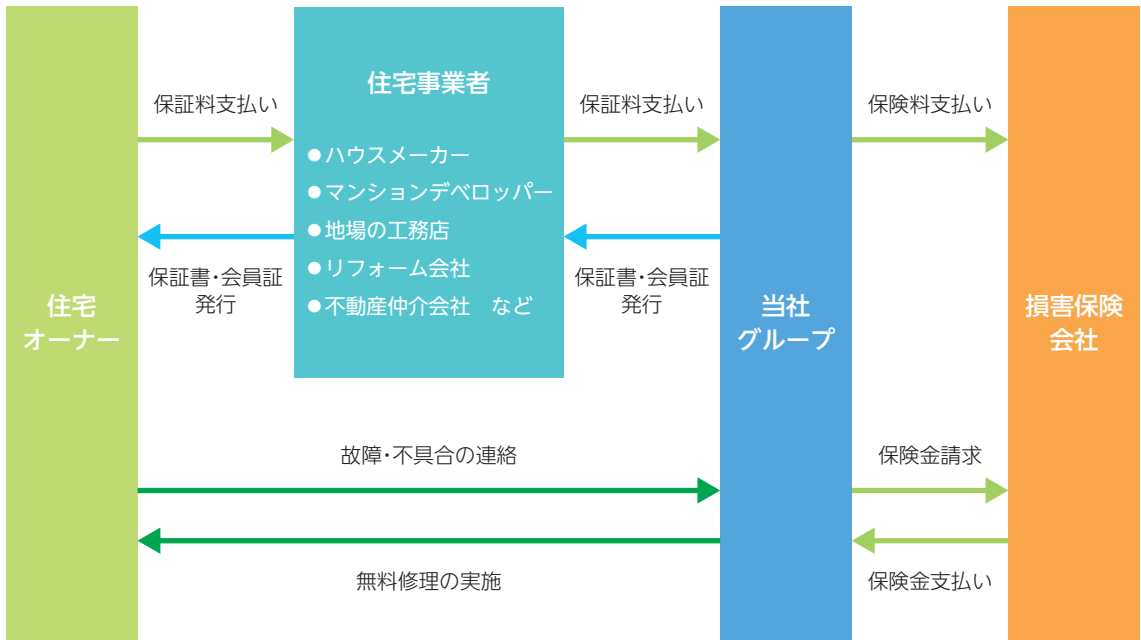
キッチン、バス、給湯器、トイレ、洗面化粧台等の新築住宅に設置される住宅設備を対象に、住宅設備メーカーの保証期間経過後における故障・不具合について無料修理を保証するサービスです。

中古住宅向け

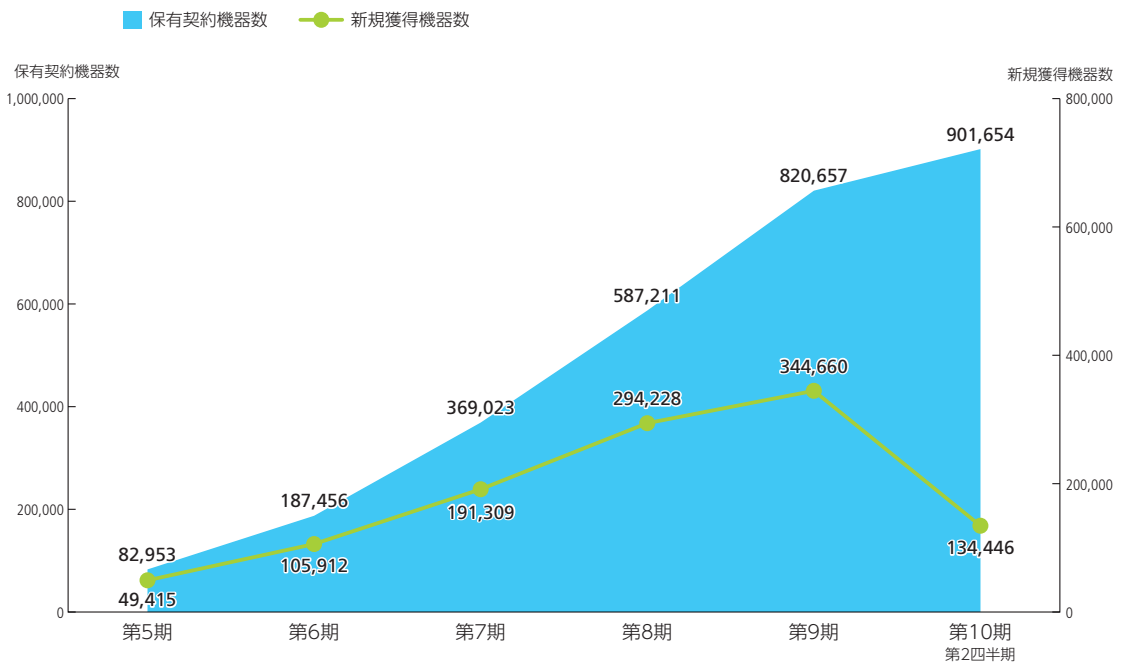


中古住宅の住宅設備についても、経年劣化によるリスクの観点から、事前に当社グループの検査員が検査を実施し、適合した場合のみ保証対象とする形で引渡し後の故障・不具合について、無料修理を保証するサービスを提供しております。

保証サービス系統図



保証サービス契約機器数の推移 (単位:件)



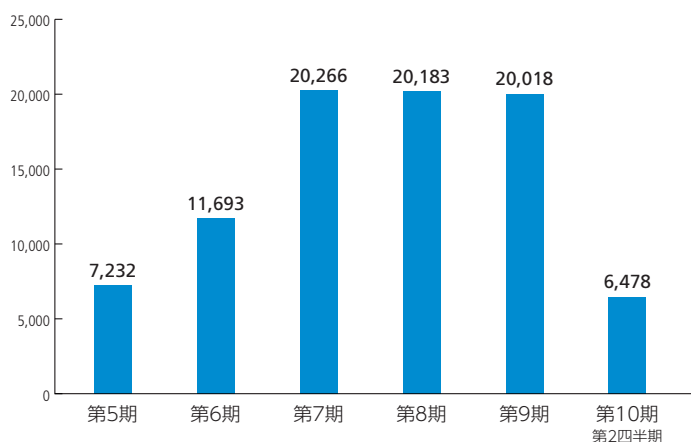
2 「検査補修サービス」

「検査補修サービス」は中古不動産の住宅設備等の検査・補修を提供するサービスです。前述の「売買あんしんサポート」の拡販を続ける中で、検査・補修単独での受注が増え、現在は検査・補修単独でもサービスを提供しております。

「検査補修サービス」は、当社グループの社員、業務委託を行う個人及び外注先の検査・補修会社が実施します。当社グループが実施する「検査補修サービス」の対象範囲は、住宅設備からスタートし、現在では建物の躯体(屋根・外壁・基礎等)を含む住宅全体にまで拡大しており、住宅事業者のアフターサービスにおける検査・補修業務全般をワンストップで受託することも可能です。



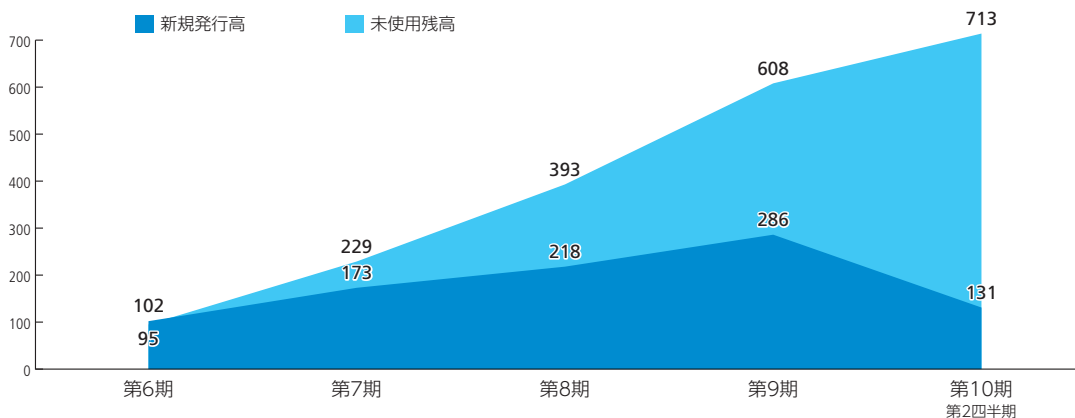
検査サービス契約件数の推移 (単位:件)



3 「電子マネー発行サービス」

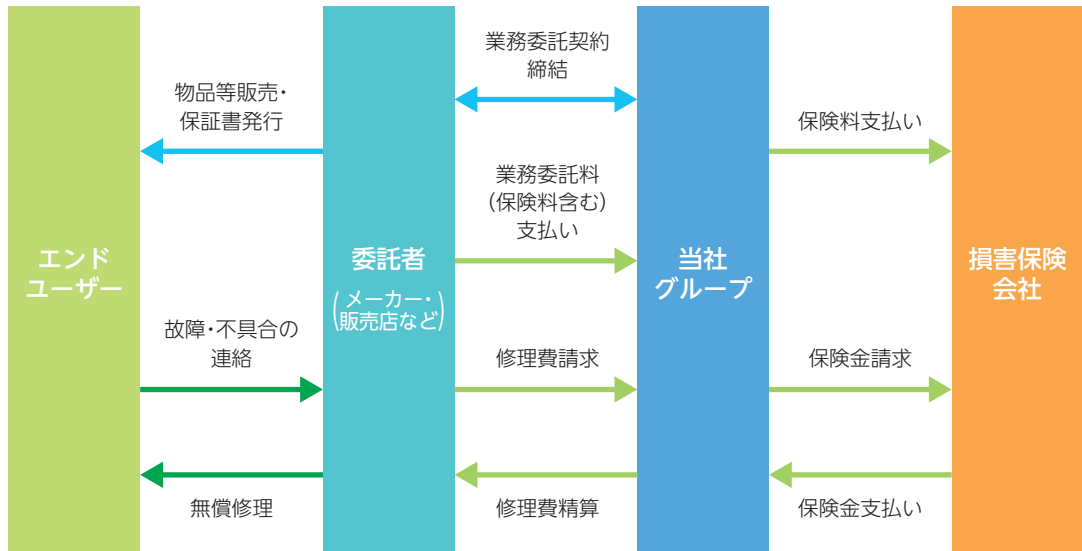
「電子マネー発行サービス」では、100%子会社であるリビングポイント株式会社が、資金決済法における前払式支払手段(第三者型)発行者として、電子マネーである「おうちポイント」を発行しています。「おうちポイント」は、住生活に関連する物品・サービスを購入することができる電子マネーであり、有効期間が15年間と長いため、換気フィルター等の消耗品の交換やハウスクリーニング・家事代行の利用といった日常生活に必要な物品・サービスの購入から、将来のリフォームに向けた資金積立まで幅広い用途で利用できます。

新規発行高・未使用残高 (単位:百万ポイント)



■ BPO事業(ビジネス・プロセス・アウトソーシング事業)

「BPO事業」は、当社グループが「おうちのトータルメンテナンス事業」により培ってきたノウハウや損害保険会社との提携関係を基に、住宅設備メーカーを中心とする委託者の延長保証制度構築をサポートし、延長保証制度に係るコールセンター受付、保証料の集金、保証書の発行、検査・補修の手配並びに損害保険会社との間で損害保険料及び保険金の精算業務等を受託する事業です。



4 成長戦略

■ 3つの成長戦略

<p>1 新築市場・既存住宅流通市場での拡販</p>	<p>早期のマーケットシェア拡大と市場機会の取り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新築住宅事業者のニーズに応えた独自性と付加価値の高い商品ラインナップの拡充に取組み、早期の販路・シェアの拡大を推進します。 ● 宅建業法改正に伴う建物状況調査(インスペクション)増加の機会を背景に、既存住宅流通市場において「検査補修サービス」を拡販します。
<p>2 住宅ストック市場への展開</p>	<p>住宅事業者の「OB顧客」^(注)に対するサービス拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅事業者の「OB顧客」に対して当社グループのサービスを提供することにより、住宅事業者及び当社グループが住宅ストック市場から収益を獲得できるスキーム構築を展開してまいります。
<p>3 新規事業の開発</p>	<p>サービスラインナップ・事業領域のさらなる拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅事業者・損害保険会社との関係強化や金融・検査・補修等の社内ノウハウ活用等を通じて、新商品を開発し、既存事業との高いシナジー効果が見込める新たな事業領域を拡大します。

(注)「OB顧客」とは、住宅事業者が、過去に住宅を販売・引渡した住宅オーナーのことを呼称する住宅・不動産の業界用語です。

主要な経営指標等の推移

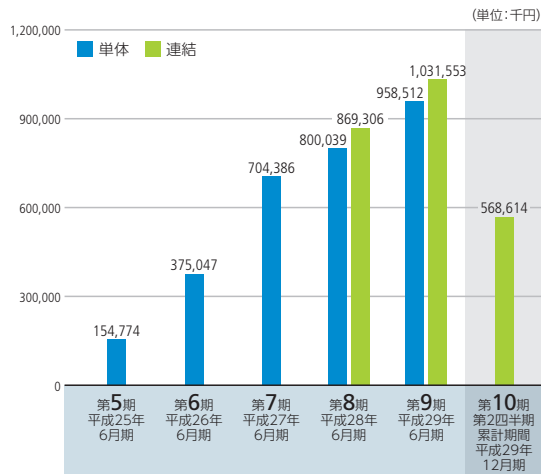
(単位:千円)

回次 決算年月	第5期 平成25年6月	第6期 平成26年6月	第7期 平成27年6月	第8期 平成28年6月	第9期 平成29年6月	第10期 第2四半期 平成29年12月
(1) 連結経営指標等						
売上高				869,306	1,031,553	568,614
経常利益				45,654	76,800	57,042
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				73,011	89,701	35,559
包括利益又は四半期包括利益				65,288	92,556	40,641
純資産額				△181,020	△88,464	43,976
総資産額				2,335,041	3,455,928	4,058,079
1株当たり純資産額 (円)				△131.55	△64.29	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				53.06	65.19	25.81
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				-	-	-
自己資本比率 (%)				△7.75	△2.56	1.08
自己資本利益率 (%)				-	-	-
株価収益率 (倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー				600,995	819,071	260,100
投資活動によるキャッシュ・フロー				△351,551	△278,873	△125,445
財務活動によるキャッシュ・フロー				-	-	91,800
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				994,131	1,534,329	1,760,784
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				43 (10)	54 (4)	- (-)
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	154,774	375,047	704,386	800,039	958,512	
経常利益又は経常損失(△)	△91,521	△162,161	75,563	46,131	74,009	
当期純利益又は当期純損失(△)	△91,840	△162,704	75,152	68,388	87,974	
資本金	25,000	25,000	48,400	48,400	48,400	
発行済株式総数 (株)	2,200	2,200	6,880	1,376,000	1,376,000	
純資産額	△182,457	△345,114	△228,335	△167,669	△76,839	
総資産額	280,448	612,984	1,140,389	1,735,099	2,493,052	
1株当たり純資産額 (円)	△82,935.38	△156,870.34	△33,188.25	△121.85	△55.84	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△43,588.29	△73,956.42	18,963.56	49.70	63.93	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	
自己資本比率 (%)	△65.05	△56.30	△20.02	△9.66	△3.08	
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-	
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	19 (7)	22 (7)	31 (12)	42 (10)	53 (4)	

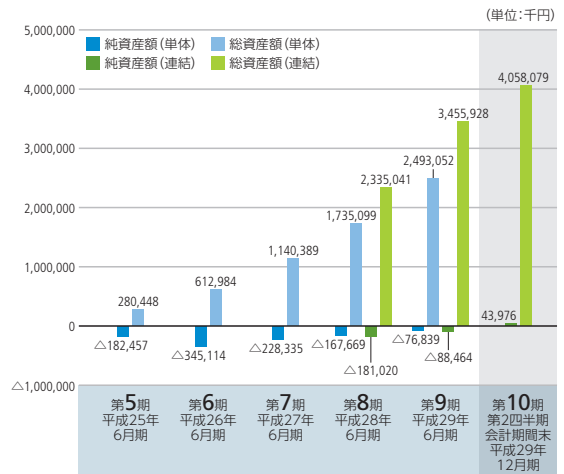
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、第8期より連結財務諸表を作成しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第5期及び第6期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第7期、第8期、第9期及び第10期第2四半期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
8. 第8期及び第9期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
また、第10期第2四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
なお、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
9. 第10期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第10期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第10期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
10. 当社は、平成27年9月7日開催の取締役会決議により、平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
11. 上記のとおり、当社は平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第5期 平成25年6月	第6期 平成26年6月	第7期 平成27年6月	第8期 平成28年6月	第9期 平成29年6月
1株当たり純資産額 (円)	△414.67	△784.35	△165.94	△121.85	△55.84
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△217.94	△369.78	94.82	49.70	63.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	-	-	-	-

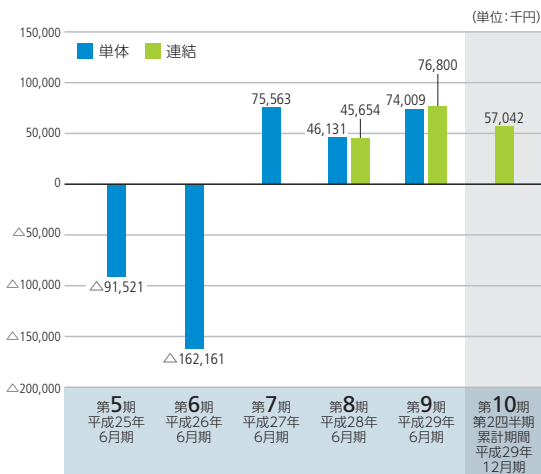
売上高



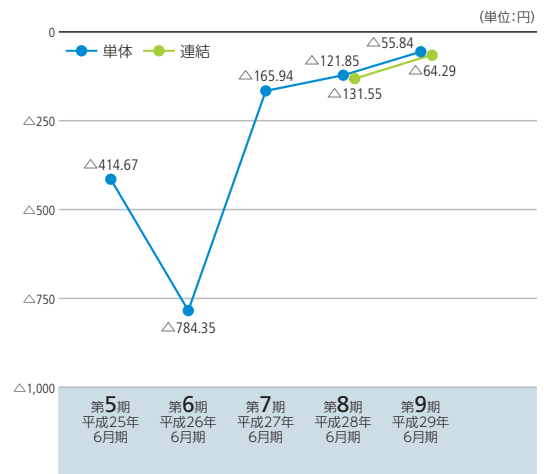
純資産額/総資産額



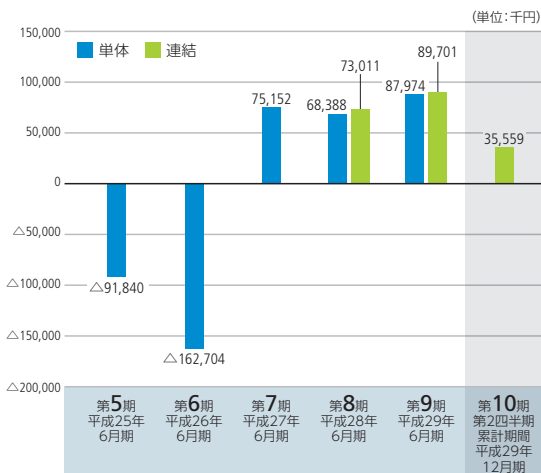
経常利益又は経常損失(△)



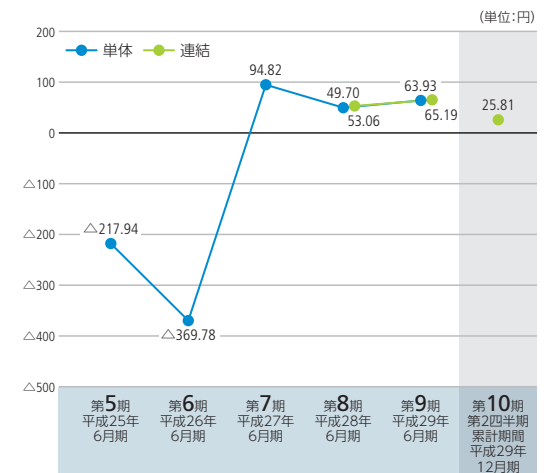
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益/当期純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注)平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 業績等の概要	20
2. 生産、受注及び販売の状況	25
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	26
4. 事業等のリスク	28
5. 経営上の重要な契約等	32
6. 研究開発活動	32
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	32
第3 設備の状況	36
1. 設備投資等の概要	36
2. 主要な設備の状況	36
3. 設備の新設、除却等の計画	37
第4 提出会社の状況	38
1. 株式等の状況	38
2. 自己株式の取得等の状況	53
3. 配当政策	53
4. 株価の推移	53
5. 役員の状況	54
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	57

第5	経理の状況	64
1.	連結財務諸表等	65
(1)	連結財務諸表	65
(2)	その他	108
2.	財務諸表等	109
(1)	財務諸表	109
(2)	主な資産及び負債の内容	123
(3)	その他	123
第6	提出会社の株式事務の概要	124
第7	提出会社の参考情報	125
1.	提出会社の親会社等の情報	125
2.	その他の参考情報	125
第四部	株式公開情報	126
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	126
第2	第三者割当等の概況	127
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	127
2.	取得者の概況	129
3.	取得者の株式等の移動状況	130
第3	株主の状況	131
	[監査報告書]	134

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月23日
【会社名】	日本リビング保証株式会社
【英訳名】	Japan Living Warranty Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安達 慶高
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木三丁目28番6号
【電話番号】	(03) 6276-0401 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理グループ管掌 竹林 俊介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木三丁目28番6号
【電話番号】	(03) 6276-0401 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理グループ管掌 竹林 俊介
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 158,950,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 85,850,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 40,800,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	110,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
1. 平成30年2月23日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成30年3月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 4. 上記とは別に、平成30年2月23日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式24,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年3月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年3月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	110,000	158,950,000	86,020,000
計（総発行株式）	110,000	158,950,000	86,020,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年2月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,700円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は187,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年3月22日(木) 至 平成30年3月27日(火)	未定 (注) 4.	平成30年3月29日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年3月9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年3月20日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年3月9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年3月20日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年2月23日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年3月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年3月30日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年3月13日から平成30年3月19日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年3月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麴町三丁目3番6号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	—	110,000	—

(注) 1. 平成30年3月9日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年3月20日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
172,040,000	10,000,000	162,040,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,700円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額162,040千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限37,536千円と合わせた手取概算額合計上限199,576千円について、当社グループの競争力強化、ブランド力の向上や事業効率の向上を目的とした設備投資等に充当する予定であります。

具体的な内容は以下のとおりであります。

- ① 業務環境を高度化・効率化・堅牢化する目的で、ICTインフラ (ネットワーク (LAN/WAN)、PC・イントラネット用サーバー等の機器及びソフトウェア、ほか) への投資に50,000千円 (平成31年6月期: 9,000千円、平成32年6月期: 41,000千円) を充当する予定であります。
- ② 情報セキュリティ対応として、サイバー攻撃に備えた自動検知・自動防御システムの導入等への投資に30,000千円 (平成31年6月期: 5,000千円、平成32年6月期: 25,000千円) を充当する予定であります。
- ③ 決算対応として、決算や予算実績管理等の迅速化・円滑化のためのシステム導入費用に40,000千円 (平成31年6月期: 7,000千円、平成32年6月期: 33,000千円) を充当する予定であります。
- ④ システム基盤関連投資として住宅事業者やエンドユーザーとの関係性の強化を目的とした機能拡張やスマートフォン向けアプリ開発等への投資に50,000千円 (平成31年6月期: 9,000千円、平成32年6月期: 41,000千円) を充当する予定であります。
- ⑤ コールセンター高機能化対応のためのシステム導入に29,576千円 (平成31年6月期: 5,000千円、平成32年6月期: 24,576千円) を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年3月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	50,500	85,850,000	東京都品川区 池内 順平 10,000株 東京都世田谷区 安達 慶高 8,000株 東京都渋谷区 荒川 拓也 8,000株 東京都新宿区 竹林 俊介 8,000株 埼玉県さいたま市大宮区 愛田 司郎 8,000株 東京都世田谷区 森永 秀一 6,500株 大阪府大阪市福島区 豊田 匡臣 2,000株
計(総売出株式)	—	50,500	85,850,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,700円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 3月22日(木) 至 平成30年 3月27日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年3月20日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	24,000	40,800,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 24,000株
計(総売出株式)	—	24,000	40,800,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年2月23日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式24,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,700円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 3月22日(木) 至 平成30年 3月27日(火)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である安達慶高（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年2月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式24,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 24,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年4月25日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年3月9日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年3月20日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年3月30日から平成30年4月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である安達慶高、売出人である池内順平、荒川拓也、竹林俊介、愛田司郎及び森永秀一並びに当社株主である吉川淳史、吉崎憲、北野木材株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び城戸美代子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年6月27日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年2月23日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第8期	第9期
決算年月		平成28年6月	平成29年6月
売上高	(千円)	869,306	1,031,553
経常利益	(千円)	45,654	76,800
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	73,011	89,701
包括利益	(千円)	65,288	92,556
純資産額	(千円)	△181,020	△88,464
総資産額	(千円)	2,335,041	3,455,928
1株当たり純資産額	(円)	△131.55	△64.29
1株当たり当期純利益金額	(円)	53.06	65.19
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	△7.75	△2.56
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	600,995	819,071
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△351,551	△278,873
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	994,131	1,534,329
従業員数	(人)	43	54
(外、平均臨時雇用者数)		(10)	(4)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、第8期より連結財務諸表を作成しております。
3. 当社は、平成27年9月7日開催の取締役会決議により、平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 第8期及び第9期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
売上高 (千円)	154,774	375,047	704,386	800,039	958,512
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△91,521	△162,161	75,563	46,131	74,009
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△91,840	△162,704	75,152	68,388	87,974
資本金 (千円)	25,000	25,000	48,400	48,400	48,400
発行済株式総数 (株)	2,200	2,200	6,880	1,376,000	1,376,000
純資産額 (千円)	△182,457	△345,114	△228,335	△167,669	△76,839
総資産額 (千円)	280,448	612,984	1,140,389	1,735,099	2,493,052
1株当たり純資産額 (円)	△82,935.38	△156,870.34	△33,188.25	△121.85	△55.84
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△43,588.29	△73,956.42	18,963.56	49.70	63.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△65.05	△56.30	△20.02	△9.66	△3.08
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	19	22	31	42	53
(外、平均臨時雇用者数)	(7)	(7)	(12)	(10)	(4)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期及び第6期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第7期、第8期及び第9期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

7. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

8. 当社は、平成27年9月7日開催の取締役会決議により、平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

9. 上記8のとおり、当社は平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
1株当たり純資産額 (円)	△414.67	△784.35	△165.94	△121.85	△55.84
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△217.94	△369.78	94.82	49.70	63.93
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

事業開始に至る経緯について

当社は、当社の取締役4名（安達慶高、荒川拓也、竹林俊介、吉川淳史）が出資し「フェニックス・コンサルティング株式会社」の社名にて平成21年3月12日設立しましたが、住宅設備の延長保証の社会的なニーズを取り込むべく平成21年7月に「日本リビング保証株式会社」と社名を変更し、現在に至っております。

年月	概要
平成21年8月	新築住宅を販売・施行する住宅事業者向けの「住設あんしんサポート」を販売開始
平成22年3月	大阪府大阪市西区に大阪事務所開設
平成24年5月	中古住宅の売買を仲介する不動産仲介業者向けの「売買あんしんサポート」を販売開始
平成24年8月	100%子会社としてリビングポイント株式会社を設立
平成24年10月	リビングポイント株式会社が一般建設業許可取得
平成25年6月	太陽光発電機器メーカー向けの「BPO事業」を開始
平成25年11月	三井不動産グループの住宅購入者向けに「LOOPおうちサポート」を販売開始
平成25年12月	リビングポイント株式会社が一級建築士事務所登録
平成26年6月	賃貸管理会社向けの「入居前点検サービス」を販売開始
平成27年5月	リビングポイント株式会社が前払式支払手段（第三者型）発行者登録
平成27年11月	プライバシーマーク取得
平成29年8月	住宅事業者のアフターサービスを一括受注する「長期メンテナンスシステム」を販売開始

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社1社により構成されており、「住宅総合アフターサービス企業」として、「うちのトータルメンテナンス事業」及び「BPO事業」を営んでおります。

なお、次の2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) うちのトータルメンテナンス事業

「うちのトータルメンテナンス事業」は主に「保証サービス」、「検査補修サービス」、「電子マネー発行サービス」で構成されており、住宅オーナー及び住宅事業者のニーズに合わせて、これらサービスを有機的に組み合わせ提供しております。

①「保証サービス」

「保証サービス」はキッチン、バス、給湯器、トイレ、洗面化粧台等の住宅設備を対象に、住宅設備メーカーの保証期間経過後における故障・不具合について無料修理を保証するサービスであります。新築住宅であればメーカーの保証期間は通常1～2年ですが、当社グループは概ね5～10年を保証期間としております。

製品の瑕疵に対する修理保証は、過去、他社においては家電・自動車業界を中心に拡大し続けてきました。住宅設備は、近年機能が多様化・複雑化する一方、長期保証を行う事業者が稀であり、当社グループはその空白マーケットに着目し、平成21年8月に主に新築住宅・リフォームを販売する住宅事業者向けに「住宅設備の延長保証（商品名：住設あんしんサポート）」の販売を開始しており、現在、当社グループの主力サービスとなっております。住宅設備機器の保証は、通常、個々の機器に対して提供されますが、「住設あんしんサポート」の特徴は、新築住宅であれば住宅に設置される主要機器（キッチン、バス、給湯器、トイレ、洗面化粧台等）をセットにして提供されます。これにより、住宅購入者にとっては、保証料のセット割引や修理受付がワンストップ化されるメリットがあります。このサービスの販売方式は、(i)住宅事業者が、差別化・販促ツールとして自社が販売・施工する住宅（住宅設備）に標準付帯するケースと、(ii)住宅事業者が、住宅（住宅設備）の販売・施工時にオプションサービスとして斡旋・仲介するケースの主に2種類の方式があります。

また、中古住宅の住宅設備は、経年劣化によるリスクの観点から一律に保証対象とすることは困難ですが、事前に当社グループの検査員が検査を実施し、適合した機器のみを保証対象とする「売買あんしんサポート」を平成24年5月から販売開始しております。保証期間は新築住宅の住宅設備と異なり、リスクを勘案して3ヶ月～2年で設定しております。現在、当社は「売買あんしんサポート」を主に中古住宅の個人間売買を取り扱う不動産仲介会社に対してサービスを提供しており、不動産仲介会社においてはこのサービスを販売促進ツールとして利用することで、競合他社との差別化やアフターサービスの負担軽減を図ることが可能となります。

「保証サービス」においては、住宅事業者及びエンドユーザーに対する事業の信頼性を高め、かつ当社の経営リスクにおける将来の偶発債務を排除するため、長期（概ね保証期間2年超）の保証契約に対して、保証期間と同一の保険期間の保険契約を損害保険会社との間で締結しています。

②「検査補修サービス」

「検査補修サービス」は中古不動産の住宅設備等の検査・補修を提供するサービスであります。前述の「売買あんしんサポート」の拡販を続ける中で、検査・補修単独での受注が増え、現在は検査・補修単独でもサービスを提供しております。

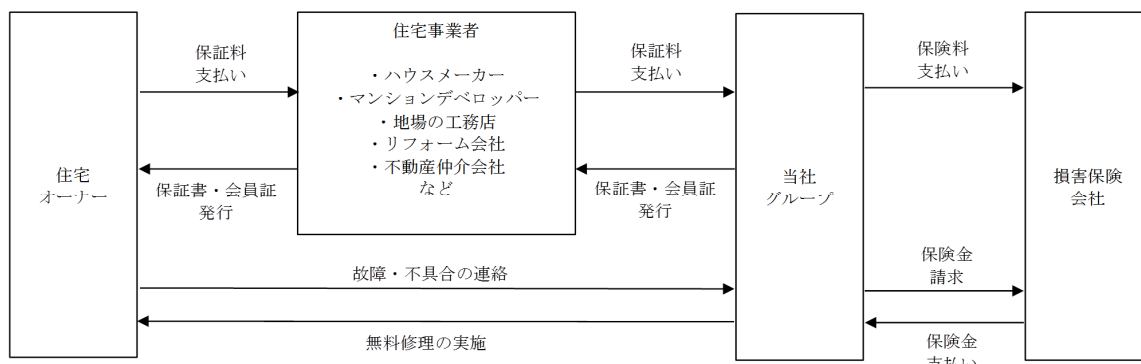
「検査補修サービス」は、当社グループの社員、業務委託を行う個人及び外注先の検査・補修会社を実施します。当社グループが実施する「検査補修サービス」の対象範囲は、住宅設備からスタートし、現在では建物の躯体（屋根・外壁・基礎等）を含む住宅全体にまで拡大しており、住宅事業者のアフターサービスにおける検査・補修業務全般をワンストップで受託することも可能です。

③「電子マネー発行サービス」

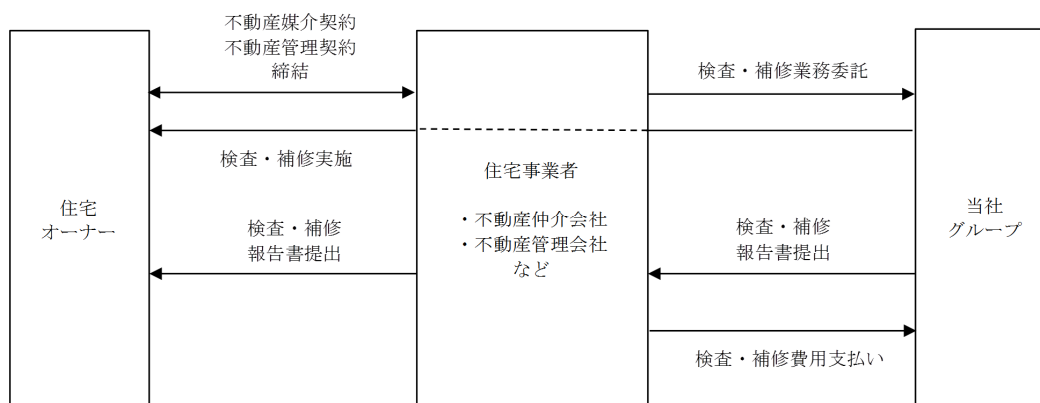
「電子マネー発行サービス」では、100%子会社であるリビングポイント株式会社が、資金決済法における前払式支払手段（第三者型）発行者として、電子マネーである「おうちポイント」を発行しています。「おうちポイント」は、住生活に関連する物品・サービスを購入することができる電子マネーであり、有効期間が15年間と長いため、換気フィルター等の消耗品の交換やハウスクリーニング・家事代行の利用といった日常生活に必要な物品・サービスの購入から、将来のリフォームに向けた資金積立まで幅広い用途で利用できます。電子マネー購入方法は、住宅事業者が顧客に対して販促物として提供する方法、住宅購入者が住宅購入時に一括して購入する方法、住宅購入者が毎月積み立てる方法があります。

これまで、大手の住宅事業者は、「リフォーム積立」の分野において既存の金融商品（「積立型損害保険」「生命保険」「信託」等）を利用していましたが、住宅購入者に対する普及率は非常に低調でした。そこで、当社グループは、電子マネーを「リフォーム積立」に活用する「LOOPおうちサポート」を三井不動産グループと共同開発、平成25年11月に販売開始し、平成27年3月からは、「住設あんしんサポート」におうちポイント（電子マネー）を組み合わせた「住設あんしんサポートプレミアム」を、日本全国の住宅事業者に対して販売開始しました。当社グループの電子マネーは、鉄道系・流通系・オンラインゲーム等において特徴的な「少額決済」と、既存の金融商品において特徴的な「長期積立」の2つの機能を併せ持っております。住宅事業者にとっては、(i)キズ直し等の御用聞きサービスで発生する少額決済時の利便性と、(ii)自社利用を前提とした電子マネーを顧客が積み立てていることによるリフォーム等のリピート率の向上を得られるメリットがあります。前払式支払手段としての電子マネーは、資金決済法により未使用残高の2分の1以上の額を発行保証金として供託する義務がありますが、当社グループにおいては、未使用残高の100%に相当する金額を供託し、信頼性を高めています。

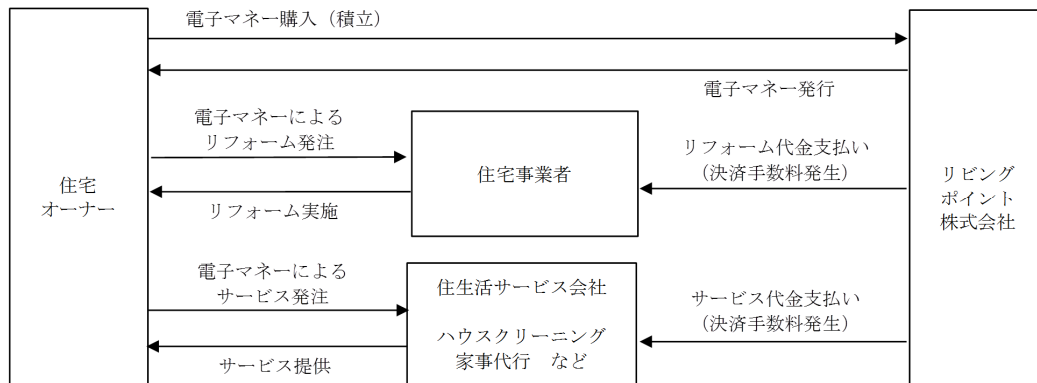
[保証サービス 系統図]



[検査補修サービス 系統図]



[電子マネー発行サービス 系統図]



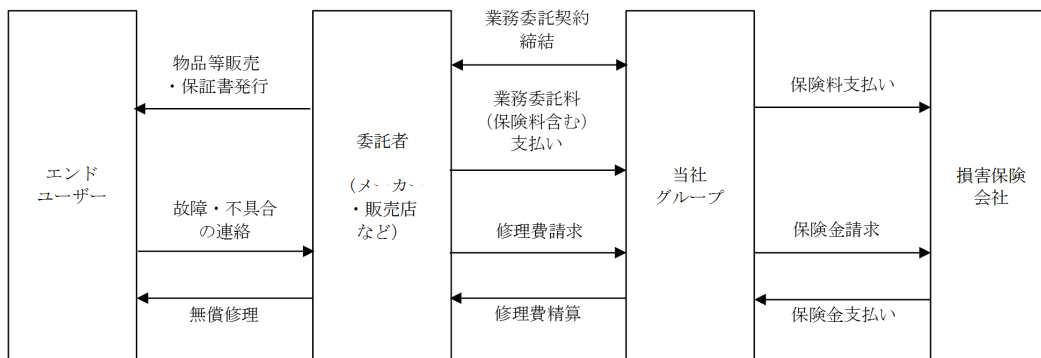
(2) BPO事業 (ビジネス・プロセス・アウトソーシング事業)

「BPO事業」は、当社グループが「おうちのトータルメンテナンス事業」により培ってきたノウハウや損害保険会社との提携関係を基に、住宅設備メーカーを中心とする委託者の延長保証制度構築をサポートし、延長保証制度に係るコールセンター受付、保証料の集金、保証書の発行、検査・補修の手配並びに損害保険会社との間で損害保険料及び保険金の精算業務等を受託する事業であります。

前述の「おうちのトータルメンテナンス事業」との違いは、延長保証制度の対象となる太陽光発電システム・パワーコンディショナー・蓄電池等の機器は、「おうちのトータルメンテナンス事業」の「保証サービス」における保証対象機器とは重複しないこと、及び当社グループ自身が保証債務を負わず、委託者の自社延長保証制度の構築・運営サポートに特化した事業であることです。

一般的に、延長保証に関連するビジネススキームでは、委託者と損害保険会社間に利益相反が生じる（委託者が、架空の修理を請求する、修理対応可能でも新品交換してしまう）可能性を有するため、委託者の自社延長保証制度構築・運営をサポートする機能と損害保険会社の査定業務をサポートする機能を併せ持つ、当社グループのような第三者としての業務受託会社が必要となります。BPO事業では、住宅・不動産業界以外での業務受託も可能であり、直近ではカー用品大手企業から車検保証・タイヤパンク保証の案件を受注しております。

[BPO事業 系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) リビングポイント㈱ (注) 2	東京都渋谷区	85,000	おうちのトータルメンテナ ンス事業 BPO事業	100	業務委託及び受託 経営指導 役員の兼任

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
おうちのトータルメンテナ ンス事業	57 (3)
BPO事業	
合計	57 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、最近1年間の平均
人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、セグメント毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業に従事している
ため、セグメントに関連付けての記載は行っておりません。
3. 最近1年間において、従業員は9名増加しております。主として事業拡大に伴う期中採用者が増加したこと
によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年1月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
56(3)	37.4	2.4	5,020,349

セグメントの名称	従業員数 (人)
おうちのトータルメンテナ ンス事業	56 (3)
BPO事業	
合計	56 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、最近1年間の平均
人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、セグメント毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業に従事しているため、セ
グメントに関連付けての記載は行っておりません。
4. 最近1年間において、従業員は9名増加しております。主として事業拡大に伴う期中採用者が増加したこと
によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第9期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府や日銀の各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続いております。海外においては、米国の新政権における政策動向や英国のEU離脱問題に加え、中国をはじめとする新興国等の経済動向、政策に関する不確実性による影響など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する住宅・不動産業界におきましては、政府による各種住宅取得支援策の継続や住宅ローン金利の低水準などにより住宅需要は底堅く推移しております。新築住宅着工件数につきましては、国土交通省「平成28年度住宅経済関連データ 新築住宅着工戸数の推移」によりますと、消費税増税の影響で平成26年は減少しましたが、平成27年以降、低金利の住宅ローン等を背景に、増加傾向を示しております。

このような状況のもと、当社グループは、「すまいと暮らしの“未来（コレカラ）”を創る」という企業理念に基づき、「保証サービス」「検査補修サービス」「電子マネー発行サービス」を有機的に組み合わせた「おうちのトータルメンテナンス事業」を主力事業として、独自性と付加価値の高い商品ラインナップの拡充を図っております。顧客ニーズを適切に把握し、迅速に対応できる商品開発体制の強化や提案型営業の推進による新規開拓、既存取引先への拡販に向けた営業体制の強化を図るなど積極的に営業活動を展開するとともに、事業を通じて社会的課題への取組みと人々の快適な暮らしのために出来ることを追求し、お客様に、便利で安心、高品質なアフターサービスを提供することに努めてまいりました。

「おうちのトータルメンテナンス事業」においては、「保証サービス」に掛かる新規獲得件数（機器件数）及び保有契約件数（機器数）並びに「検査補修サービス」に掛かる受注件数が順調に推移し、BPO事業における受注件数も大幅に増加しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,031,553千円（前年同期比18.7%増）、営業利益67,632千円（同68.4%増）、経常利益76,800千円（同68.2%増）となりました。また、特別損失として固定資産除却損や保険解約損2,994千円を計上、税効果会計による繰延税金資産を計上したことに伴い、法人税等調整額（△は利益）△17,227千円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は89,701千円（同22.9%増）となりました。

(当連結会計年度の業績の概況)

	平成28年6月期 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	平成29年6月期 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	増減額	増減率 (%)
売上高（千円）	869,306	1,031,553	162,247	18.7
営業利益（千円）	40,159	67,632	27,473	68.4
経常利益（千円）	45,654	76,800	31,146	68.2
親会社株主に帰属する 当期純利益（千円）	73,011	89,701	16,689	22.9
1株当たり当期純利益金額 （円）	53.06	65.19	12.13	22.9

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①うちのトータルメンテナンス事業

「保証サービス」においては、「住設あんしんサポート」及び「住設あんしんサポート」に「電子マネー」を組み合わせた「住設あんしんサポートプレミアム」を主力商品として事業を展開し、契約件数が堅調に推移しております。当連結会計年度の「保証サービス」の新規獲得契約件数は51,420件（機器数344,660件）、当連結会計年度末の保有契約件数は115,301件（機器数820,657件）となりました。

「検査補修サービス」においては、政府による既存住宅流通の活性化策によって、中古住宅の資産価値を高める取組みや既存住宅流通市場の環境整備が進められるなか、中古住宅売買におけるインスペクション・保証の重要性はますます高まりを見せております。このような環境のもと、消費者への品質保証やアフターサービスという視点で当社グループの「検査補修サービス」に対する需要が拡大しており、受注件数も堅調に推移しております。当連結会計年度の検査件数は20,018件となりました。

「電子マネー発行サービス」では、100%子会社であるリビングポイント株式会社が発行する「うちポイント」の発行契約数が順調に推移したことにより、当連結会計年度の新規発行高は286百万ポイント、未使用残高は608百万ポイントとなっております。

なお、「うちのトータルメンテナンス事業」で一括収受した長期契約保証料の売上計上方法は、保証期間にわたって均等に期間配分を行い、当連結会計年度に対応する金額を計上しており、未経過分の保証料については1年以内に収益化予定の金額を前受収益、1年を超える予定のものは長期前受収益として計上しております。収益に対応する販売手数料等の売上原価についても、保証期間と同一の期間にわたって均等に期間配分を行い、当連結会計年度に対応する金額を計上しており、未経過分の売上原価については1年以内に費用化予定の金額を前払費用、1年を超える予定のものは長期前払費用として計上しております。

一方で、期間配分されない販売費及び一般管理費は売上に係らず発生する費用であり、当連結会計年度では業容拡大を目的とする営業体制強化により増加した人件費等の先行投資的費用を吸収するには至らず、販売費及び一般管理費のコスト負担が先行いたしました。

この結果、売上高は879,491千円（前年同期比14.1%増）、セグメント損失は1,794千円（前年同期はセグメント利益20,247千円）となりました。

(KPI推移)

	平成28年6月期 (自平成27年7月1日 至平成28年6月30日)					平成29年6月期 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)				
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	累計	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	累計
保証サービス										
新規獲得契約 件数	8,753	7,921	8,346	8,213	33,233	10,656	13,336	14,303	13,125	51,420
(機器件数)	74,704	64,689	84,661	70,174	294,228	74,675	78,121	108,165	83,699	344,660
保証契約金額 (千円)	231,361	193,435	274,923	207,360	907,079	251,877	274,291	419,969	297,436	1,243,573
保有契約件数 (機器件数)	53,539	59,601	65,347	71,188	—	80,136	91,705	104,178	115,301	—
	480,239	515,644	558,916	587,211	—	634,505	687,044	768,629	820,657	—

(注) 四半期会計期間の数値を使用しております。

②BPO事業

住宅設備メーカー等の事業者が購買者に対して提供する延長保証制度の運営をサポートする事業であり、コールセンター受付、保証料の集金、保証書の発行、検査の手配並びに損害保険料及び保険金の精算業務等の受託が順調に推移しております。また、カー用品販売の大手企業から車検保証・タイヤパンク保証サービス案件を受注するなど新規分野への事業展開を推進してまいりました。

なお、「BPO事業」については、サービスの提供時に売上計上を行います。延長保証事務の受託業務等においては業務委託料が売上計上されることから、「BPO事業」の利益率は現状の「うちのトータルメンテナンス事業」に比べて高くなっております。

この結果、売上高は152,061千円（前年同期比54.9%増）、セグメント利益は69,427千円（同248.7%増）となりました。

(セグメント別売上高)

	平成28年6月期 (自平成27年7月1日 至平成28年6月30日)		平成29年6月期 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)		前期比	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	増減額(千円)	増減率 (%)
うちのトータルメン テナンス事業	771,142	88.7	879,491	85.3	108,349	14.1
BPO事業	98,163	11.3	152,061	14.7	53,898	54.9
合計	869,306	100.0	1,031,553	100.0	162,247	18.7

(セグメント損益)

	平成28年6月期 (自平成27年7月1日 至平成28年6月30日)		平成29年6月期 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)		前期比	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	増減額(千円)	増減率 (%)
うちのトータルメン テナンス事業	20,247	50.4	△1,794	△2.7	△22,042	—
BPO事業	19,912	49.6	69,427	102.7	49,515	248.7
合計	40,159	100.0	67,632	100.0	27,473	68.4

第10期第2四半期連結累計期間(自平成29年7月1日至平成29年12月31日)

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府や日銀の各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続いております。海外においては、米国の政策動向や中国をはじめとする新興国等の経済動向、東アジア地域における地政学リスクの高まりなどから先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する住宅・不動産業界におきましては、政府による各種住宅取得支援策の継続や住宅ローン金利の低水準などを背景に新築住宅着工件数は概ね堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、「すまいと暮らしの“未来(コレカラ)”を創る」という企業理念に基づき、「保証サービス」、「検査補修サービス」及び「電子マネー発行サービス」を有機的に組み合わせた「うちのトータルメンテナンス事業」を主力事業として、独自性と付加価値の高い商品ラインナップの拡充を図っております。顧客ニーズを適切に把握し、迅速に対応できる商品開発体制の強化や提案型営業の推進による新規開拓、既存取引先への拡販に向けた営業体制の強化を図るなど積極的に営業活動を展開するとともに、事業を通じて社会的課題への取組みと人々の快適な暮らしのために出来ることを追求し、お客様に、便利で安心、高品質なアフターサービスを提供することに努めてまいりました。

当第2四半期連結累計期間は引き続き市場開拓の余地が大きい「新築住宅市場」や政府による既存住宅流通市場の活性化策によって今後拡大が見込まれる「中古住宅市場」において収益性の高い長期保証契約の獲得による収益基盤の強化を重点施策として位置づけ事業を推進してまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高568,614千円、営業利益54,718千円、経常利益57,042千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は35,559千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①おうちのトータルメンテナンス事業

「保証サービス」においては、「住設あんしんサポート」及び「住設あんしんサポート」に「電子マネー」を組み合わせた「住設あんしんサポートプレミアム」を主力商品として事業を展開し、契約件数が堅調に推移しております。当第2四半期連結累計期間の新規獲得契約件数は24,829件（機器数134,446件）、保有契約件数は136,537件（機器数901,654件）となりました。

「検査補修サービス」においては、政府による既存住宅流通の活性化策によって、中古住宅の資産価値を高める取組みや既存住宅流通市場の環境整備が進められるなか、中古住宅売買におけるインスペクション・保証の重要性はますます高まりを見せております。このような環境のもと、消費者への品質保証やアフターサービスという視点で当社グループの「検査補修サービス」に対する需要が拡大しており、受注件数も堅調に推移しております。当第2四半期連結累計期間の検査件数は6,478件となりました。

「電子マネー発行サービス」では、100%子会社であるリビングポイント株式会社が発行する「おうちポイント」の発行契約数が順調に推移したことにより、当第2四半期連結累計期間の新規発行高は131百万ポイント、未使用残高は713百万ポイントとなっております。

この結果、売上高は450,591千円、セグメント利益5,400千円となりました。

②BPO事業

コールセンター受付、保証料の集金、保証書の発行、検査の手配並びに損害保険料及び保険金の精算業務等の受託を行っており、受注は堅調に推移しました。また、カー用品販売の大手企業から受注した車検保証・タイヤパンク保証サービス案件といった新規分野への事業展開も推進しております。当第2四半期連結累計期間においては、太陽光発電機器メーカーから受注した大口案件が大きく寄与したことにより、売上高は118,023千円、セグメント利益は49,317千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より540,198千円増加し、1,534,329千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は819,071千円（前年同期比36.3%増）となりました。これは主に前受収益の増加額138,475千円、長期前受収益の増加額643,620千円、長期預り金の増加額240,603千円等による資金の増加があった一方で、長期前払費用の増加額230,238千円等による資金の減少があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は278,873千円（前年同期比20.7%減）となりました。これは主に差入保証金の差入による支出196,000千円、投資有価証券の取得による支出38,725千円、金銭の信託の取得による支出17,018千円、有形固定資産の取得による支出16,959千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

該当事項はありません。

	平成28年6月期 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	平成29年6月期 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	増減額
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	600,995	819,071	218,076
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△351,551	△278,873	72,677
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少） （千円）	249,444	540,198	290,754
現金及び現金同等物の期首残高（千円）	744,686	994,131	249,444
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	994,131	1,534,329	540,198

第10期第2四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より226,455千円増加し、1,760,784千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は260,100千円となりました。これは主に前受収益の増加額122,091千円、長期前受収益の増加額214,031千円、長期預り金の増加額79,032千円等による資金の増加があった一方で、長期前払費用の増加額211,729千円等による資金の減少があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は125,445千円となりました。これは主に差入保証金の差入による支出106,000千円、敷金の差入による支出9,086千円、有形固定資産の取得による支出7,326千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は91,800千円となりました。これは株式の発行による収入91,800千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第9期連結会計年度及び第10期第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第9期連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		第10期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
おうちのトータルメンテナンス事業	879,491	114.1	450,591
BPO事業	152,061	154.9	118,023
合計	1,031,553	118.7	568,614

(注) 1. セグメント間の取引はありません。

2. 最近2連結会計年度及び第10期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第8期連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)		第9期連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		第10期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
野村不動産アーバンネット株式会社	122,705	14.1	127,050	12.3	73,624	13.0
東急リバブル株式会社	156,525	18.0	152,546	14.8	—	—
大成有楽不動産販売株式会社	92,503	10.6	—	—	—	—

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 第9期連結会計年度の大成有楽不動産販売株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

5. 第10期第2四半期連結累計期間の東急リバブル株式会社及び大成有楽不動産販売株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「すまいと暮らしの“未来（コレカラ）”を創る」を企業理念として掲げ、住宅のアフター（販売・引渡し後）サービスを「これからのサービス」と捉え、住宅事業者の戦略的パートナーとして新たなサービスを開発し、「すまい」（＝ハード）と「暮らし」（＝ソフト）の両面から住宅オーナーのより良い未来創りに貢献してまいります。

(2) 経営環境

当社グループの属する住宅・不動産業界を取り巻く環境といたしましては、長期的には少子高齢化・人口減少の急速な進展、大都市圏における後期高齢者の急増などにより世帯数が減少し新築住宅市場は縮小していくことが予想されますが、国土交通省の「住生活基本計画（平成28年3月公表）」において挙げられている世帯数減少による空き家の利用促進や老朽化マンションの建て替えなど住宅ストック活用型市場への転換加速による住宅ストックビジネス活性化政策により、既存住宅流通市場やリフォーム市場の規模拡大が予想されます。

住宅オーナーが「すまいと暮らし」において求めるサービスは、今後も安心して高品質、かつ、これまで以上に多種多様となっていくものと考えており、それらのニーズに対応すべく、より一層の業容拡大を推進してまいりたいと考えております。

そのために当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、最善の経営戦略を立案し企業価値を最大限に高めることに努めております。当社グループが今後より一層の業容拡大を推進し、より良いサービスを実現するためには、様々な課題に対処していくことが必要であり、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

(3) 対処すべき課題

①新築市場・既存住宅流通市場での拡販

当社グループでは、「保証サービス」、「検査補修サービス」及び「電子マネー発行サービス」を住宅オーナー及び住宅事業者のニーズに合わせて有機的に組み合わせ、ワンストップで提供できる体制を整備して差別化を図っております。

新築住宅市場においては、長期的には少子高齢化・人口減少の急速な進展、大都市圏における後期高齢者の急増などにより世帯数が減少し市場が縮小していくことが予想されるため、新築住宅事業者のニーズに応えた独自性と付加価値の高い商品ラインナップの拡充に取り組み、早期に販路拡大を推し進め、マーケットシェアを拡大する必要があると考えております。

既存住宅流通市場においては、平成28年5月に成立した宅地建物取引業法の一部を改正する法律が平成30年4月1日より施行されることにより、建物状況調査（インスペクション）の実施が増加する見込みであることから、「検査補修サービス」の展開地域拡大の推進などを通じて収益基盤の強化に取り組んでまいります。

②住宅ストック市場への展開

政府による住宅ストックの活性化に関する取組みに示されているとおり、中古住宅の資産価値を高める取組みや既存住宅流通市場の環境整備が進められており、中長期的には、中古住宅・リフォーム市場の拡大が見込まれます。当社グループとしては、収益を安定させるために、新築住宅及び既存住宅流通に対する商品の提供に加え、住宅事業者の「OB顧客」（注）に対する商品の拡販を進めることが重要な課題であると認識しております。

当社グループとしては、住宅事業者の「OB顧客」に対し、「保証サービス」、「検査補修サービス」及び「電子マネー発行サービス」等を有機的に組み合わせた商品を提供することで、当社グループの潜在顧客数を拡大し、住宅事業者及び当社グループが住宅ストック市場から収益を獲得できるスキーム構造を展開してまいります。

（注）「OB顧客」とは、住宅事業者が、過去に住宅を販売・引渡しした住宅オーナーのことを呼称する住宅・不動産の業界用語です。住宅事業者は、「OB顧客」からリフォーム等のリピート受注を獲得することにより、新築住宅市場が縮小する環境下において生き残りを図っております。当社グループは、「保証サービス」により住宅設備に関する故障・不具合時点を把握し、「検査補修サービス」により住宅オーナーとの顧客接点の回数を増やし、「電子マネー発行サービス」により住宅オーナーのリフォーム積立資金を下支えすることで、住宅事業者による「OB顧客」のリピート受注率が大幅に向上する仕組み作りをサポートしております。

③新規事業の開発

当社グループは、今後、住宅・不動産業界の業界環境や住宅オーナー及び住宅事業者のニーズに変化が生じた場合、競合他社により画期的なビジネスモデルが構築された場合等の問題に対し、対策が必要であると考えております。

当社グループとしては、住宅事業者に対する営業力の強化、損害保険会社や外注先の検査・補修会社との提携関係強化、当社グループにおいて蓄積された金融・検査・補修等のノウハウの活用等を通じて、現行の「おうちのトータルメンテナンス事業」及び「BP0事業」と高いシナジー効果が見込める新たな事業領域を開拓し、商品ラインアップの拡充を図ることで、持続的な成長と収益基盤の強化を追求する方針です。

直近においては、平成29年8月より住宅事業者に対して「保証サービス」、「検査補修サービス」及び「電子マネー発行サービス」に加えて24時間365日受付の住宅事業者専用コールセンターを提供することで、住宅事業者のアフターサービスを一括受注する「長期メンテナンスシステム」を販売開始しております。

④情報システムの強化

当社グループは、今後の企業規模拡大や事業環境の変化に対応するために情報システムの充実を図ることが重要な課題であると認識しております。事業活動における各種数値及び情報を有効活用し、営業活動管理、請求関連業務、収益管理機能の向上を推進することで、経営判断の迅速化と業務効率の向上を図るため、基幹システム等のIT基盤の整備・強化に取り組んでまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが今後も業容拡大を図り、企業価値を継続的に高めていくためには、業務の効率化やリスク管理のための内部管理体制の更なる整備・強化が重要な課題であると認識しております。社内規程や業務マニュアルの整備、業務フローの周知徹底、定期的な社内研修の実施等を通じて業務効率の向上や法令遵守の徹底を図り、経営の公正性・透明性を確保するための体制強化に取り組んでまいります。

⑥人材の確保・育成

当社グループは、今後の企業規模拡大や事業発展のためには、優秀な人材を継続的に確保・育成することが重要な課題であると認識しております。そのため、新卒・中途採用活動や各種社内研修の実施等を積極的に行うとともに、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、優秀な人材の確保・育成に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。また、リスク要因となる可能性があると考えられる事項に加えて、当社グループとしては必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループはこれらのリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避、あるいは発生した場合の適切な対応に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 外部経営環境による影響について

当社グループが展開している「おうちのトータルメンテナンス事業」は、住宅・不動産市況に影響を受け、「BPO事業」のうち、特に延長保証事務の受託業務については延長保証の対象となる住宅用太陽光発電システム機器等の需要等に影響を受けます。そのため、新築着工件数や既存住宅流通件数の低迷やリフォーム市場の縮小、住宅用太陽光発電システム機器等の需要の減退等、事業環境が悪化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 競合について

当社グループが展開している「おうちのトータルメンテナンス事業」において、「保証サービス」及び「検査補修サービス」は、業界に対する法規制も少なく参入障壁も低いことから、大小様々な競合企業が存在します。

当社グループでは、「保証サービス」、「検査補修サービス」及び「電子マネー発行サービス」を住宅オーナー及び住宅事業者のニーズに合わせて有機的に組み合わせ、ワンストップで提供できる体制を整備して差別化を図っております。当社グループとしては、さらにノウハウを蓄積し、住宅事業者に対するきめ細やかな営業体制や住宅オーナーに対する満足度の高い受付体制を構築することで、事業基盤の拡充を図る方針です。しかしながら、今後、さらなる競争の激化により各サービスの収益性が低下する場合や競合他社による類似のサービス展開により当社の独自性が失われた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業別利益の偏重について

「おうちのトータルメンテナンス事業」のうち保証サービスに係る保証料は契約締結時に一括で当社が受領しますが、会計処理としては、概ね5年から10年程度の保証期間にわたって按分して売上計上し、未経過分については連結貸借対照表及び貸借対照表において前受収益及び長期前受収益として計上しております。当社グループでは、「おうちのトータルメンテナンス事業」を中長期的な収益の柱と位置付け、市場シェアの早期獲得を目指し先行投資を続けており、将来の売上高に計上される前受収益及び長期前受収益は平成29年6月期末において、それぞれ464,441千円、2,258,099千円と積み上がっております。しかしながら、長期的な収益を確保する一方で、現状では固定費を賄いきれず、平成29年6月期においてはセグメント損失を計上しております。

他方で、「BPO事業」についてはサービス提供時に売上計上され、延長保証事務の受託業務等においては業務委託料が売上計上されることから、「BPO事業」の利益率は現状の「おうちのトータルメンテナンス事業」に比べて高く、平成29年6月期の当社グループの営業利益は「BPO事業」で確保されております。

当社グループでは、今後においても「おうちのトータルメンテナンス事業」を中心に収益基盤を強化していく方針である一方、現状においては、当社グループの営業利益は「BPO事業」に偏重していることから、「BPO事業」の受注が低調だった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 業績の季節変動について

当社グループが提供するサービスのうち、「おうちのトータルメンテナンス事業」における「検査補修サービス」及び「BPO事業」は、新築住宅の販売・引渡戸数及び中古住宅の売買件数が増加する12月から4月の間に契約件数及び売上高が増加する傾向があり、営業利益が第3四半期連結会計期間および第4四半期連結会計期間に偏重しております。このため、12月から4月の間に契約件数及び売上高が低調だった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、「おうちのトータルメンテナンス事業」における「保証サービス」は、12月から4月の間に新規契約件数は増加しますが、売上高は保証期間にわたって按分して計上するため、季節変動による影響は軽微です。

平成29年6月期における四半期毎のセグメント別業績概要は次のとおりであります。

[おうちのトータルメンテナンス事業]

	第9期連結会計年度（平成29年6月期）				
	第1四半期 連結会計期間 （7月～9月）	第2四半期 連結会計期間 （10月～12月）	第3四半期 連結会計期間 （1月～3月）	第4四半期 連結会計期間 （4月～6月）	通期
売上高（千円）	197,032	210,815	233,982	237,660	879,491
構成比（%）	22.4	24.0	26.6	27.0	100.0
セグメント利益（千円）	△1,252	△14,131	5,204	8,384	△1,794
構成比（%）	—	—	—	—	100.0

(注) 上記の各四半期数値については、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けておりません。

[BPO事業]

	第9期連結会計年度（平成29年6月期）				
	第1四半期 連結会計期間 （7月～9月）	第2四半期 連結会計期間 （10月～12月）	第3四半期 連結会計期間 （1月～3月）	第4四半期 連結会計期間 （4月～6月）	通期
売上高（千円）	35,725	20,495	32,448	63,392	152,061
構成比（%）	23.5	13.5	21.3	41.7	100.0
セグメント利益（千円）	10,208	8,185	15,923	35,110	69,427
構成比（%）	14.7	11.8	22.9	50.6	100.0

(注) 上記の各四半期数値については、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けておりません。

(5) 損害保険会社との契約及び提携関係について

当社グループが提供している「保証サービス」は、お客様から一定の保証料をいただくことでメーカー保証期間終了後に故障や不具合が発生した場合でも、保証期間内であれば何度でも無料修理を受けることができるサービスです。この「保証サービス」の提供に伴い発生する将来の修理コスト等を担保するために長期（概ね保証期間2年超）の保証契約に対して損害保険会社との間で保険契約を締結しており、保証期間と同一の保険期間を設定することで「保証サービス」の提供に係る実質的なリスクを移転しております。しかしながら、保険料設定時の想定を超えた故障や不具合が発生した場合、将来の支払保険料増加などのコスト上昇につながる恐れがあり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは本書提出日現在、損害保険会社との提携関係により顧客開拓を進めているため、損害保険会社との業務提携が解消された場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 検査補修サービスの外注依存について

当社グループは、「検査補修サービス」における検査業務・補修業務の一定割合を外部に業務委託しております。そのため、委託件数の多い業務委託先との契約解除や業務委託先の経営破綻等が生じ、代替先の選定や委託取引の開始までに時間を要した場合には、当社グループが取引先から受注している業務及び契約を確実に履行できなくなり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループが取り扱う業務は、「資金決済に関する法律」「建設業法」「建築士法」及び関連する各種法令による規制を受けております。当社グループは、関連法令を遵守し、本書提出日現在において法令違反等の事象は発生しておりません。また、当社グループでは、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス研修を定期的に行い、役員に対するコンプライアンスの徹底を図っております。しかしながら、将来に何らかの理由により法令違反の事象が発生した場合や、規制の強化や法令等の大幅な改正が行われた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在における当社グループの許認可等取得状況は、以下のとおりです。

会社名	免許・許可等	取得年月・有効期間	関連法令	取消条件
リビングポイント株式会社	前払式支払手段(第三者型)発行者登録	平成27年5月15日 (期限の定めなし)	資金決済に関する法律	第10条、第25条、第27条、第28条
リビングポイント株式会社	一般建設業許可(般-29)第139048号	自平成29年10月5日 至平成34年10月4日	建設業法	第26条の15
リビングポイント株式会社	一級建築士事務所 東京都知事登録 第59066号	自平成25年12月1日 至平成30年11月30日	建築士法	第9条、第10条の7、 第10条の16、 第10条の23

(8) 個人情報の流出可能性及び流出した際の影響について

当社グループは、「うちのトータルメンテナンス事業」及び「BPO事業」において、多数の個人情報を取得及び保有しております。これらの個人情報は、当社グループの管理下にあるデータベースにて保管しており、「個人情報保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課せられております。当社グループでは、個人情報に関する管理方針を明確にした上で、プライバシーポリシー及び社内規程に従って厳格に取り扱っておりますが、万一、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等による情報の外部流出が発生した場合、当社グループに対する損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システム障害について

当社グループは、事業の特性上、顧客との契約管理を中心に多数のシステムを保有しております。従来より、システム事故やエラーが生じないよう高度なシステム技術を駆使するとともに、システムネットワークのセキュリティー強化やデータサーバーの多重管理等、万全の体制を構築するよう努めておりますが、万一、自然災害、事故及び外部からの不正手段によるコンピュータへの侵入等により、システム不良や作動不能等の事態が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 風評等のリスク

当社グループの属する延長保証業界又は資金決済業界に対して否定的な風評が広まった場合、又は競合他社の不祥事や経営破綻によって業界の評判が悪化した場合には、当社グループの業務遂行及び信用に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であること

当社グループは、本書提出日現在、取締役6名、従業員57名と組織が小さく、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。今後は業容務拡大に伴い、業務執行体制の人員増強と内部管理体制の強化・充実を図っていく予定であります。しかしながら、当社グループの事業の拡大に伴う、優秀な人材の確保・育成が適切に行えず、充分な人的・組織的対応ができない場合、又は現在在籍している人材が大量に流出した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定の人物への依存について

当社グループの創業者である取締役3名(安達慶高、荒川拓也、竹林俊介)は、当社グループの強みでもある「損害保険契約締結のノウハウ」及び「損害保険会社との強固な信頼関係」等における知識や経験を中心に、重要な役割を果たしております。当社グループは、特定の個人に依存しない組織的な経営体制を目指し、人材育成の強化と経営のリスクの軽減を図っておりますが、現時点において、同3名が何らかの理由により当社グループの業務を遂行できなくなった場合には、当社グループの業績及び今後の経営に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 人材の確保・育成について

当社グループは、今後の企業規模の拡大や事業発展のためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社グループでは新卒・中途採用活動や各種社内研修の実施等を積極的に取り組んでおり、人材の確保と育成に注力しております。しかしながら、必要な人材の採用が計画どおりに進まない場合や、重要な人材が流出した場合には、当社グループの今後の事業拡大及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 内部管理体制の強化について

当社グループは、企業価値の向上を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しており、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。本書提出日現在は内部留保の充実を図り、事業基盤の整備や収益力強化のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。将来的には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しながら株主への利益の配当を検討していく方針であります。本書提出日現在において配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(16) ストックオプションについて

当社はストックオプション制度を採用しております。当該ストックオプションは、会社法の規定に基づき、当社取締役及び従業員等に対して新株予約権を付与したものであります。

これらの新株予約権の目的となる株式の数は、本書提出日現在で合計126,600株となり、発行済株式総数の8.7%となっております。また、今後も優秀な人材を確保するために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しており、これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、当社の株価に影響を与える可能性があります。

(17) 自然災害等による影響について

当社グループの本店所在地がある首都圏において、地震や台風等の大規模な自然災害や事故、火災等によって人的・物的被害を受けた場合には、事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第9期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

	平成28年6月期	平成29年6月期	増減額
総資産（千円）	2,335,041	3,455,928	1,120,887
純資産（千円）	△181,020	△88,464	92,556
自己資本比率（％）	△7.75	△2.56	5.19
1株当たり純資産額（円）	△131.55	△64.29	67.26

（資産）

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて1,120,887千円増加し3,455,928千円となりました。これは主に現金及び預金が540,198千円、資金運用等により取得した有価証券及び投資有価証券が44,825千円、住宅設備保証に伴い発生する修理コスト等を担保するための損害保険会社に対する支払保険料等のうち1年以内に費用化される予定の前払費用が45,604千円、1年を超える期間に対応する長期前払費用が230,238千円、前払式支払手段の保全措置等として法務局に供託した差入保証金が196,000千円それぞれ増加したことによるものです。

（負債）

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べて1,028,330千円増加し3,544,392千円となりました。これは主に住宅設備の延長保証を行うため一括で受領した保証料のうち1年以内に収益化される予定の前受収益が138,475千円、1年を超える期間に対応する長期前受収益が643,620千円、「電子マネー発行サービス」の運営に伴う発行ポイントのうち有効期限が1年を超える未使用残高等の長期預り金が240,603千円、それぞれ増加したことによるものです。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ92,556千円増加し△88,464千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上89,701千円、その他有価証券評価差額金が2,854千円増加したことによるものです。

第10期第2四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて602,150千円増加し4,058,079千円となりました。これは主に現金及び預金が226,455千円、住宅設備保証に伴い発生する修理コスト等を担保するための損害保険会社に対する支払保険料等のうち1年以内に費用化される予定の前払費用が23,918千円、1年を超える期間に対応する長期前払費用が211,729千円それぞれ増加したことによるものです。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べて469,709千円増加し4,014,102千円となりました。これは主に住宅設備の延長保証を行うため一括で受領した保証料のうち1年以内に収益化される予定の前受収益が122,091千円、1年を超える期間に対応する長期前受収益が214,031千円、「電子マネー発行サービス」の運営に伴う発行ポイントのうち有効期限が1年を超える未使用残高等の長期預り金が79,032千円それぞれ増加したことによるものです。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ132,441千円増加し43,976千円となりました。これは、新株の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ45,900千円増加、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上35,559千円、その他有価証券評価差額金が5,081千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第9期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

① 売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ162,247千円増加し、1,031,553千円となりました。

売上高の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

② 売上原価、売上総利益

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度に比べ42,031千円増加し、438,806千円となりました。主な要因は、「おうちのトータルメンテナンス事業」の「保証サービス」において契約件数が堅調に推移したこと等により、住宅設備保証に伴い発生する修理コスト等を担保するための損害保険会社に対する支払保険料の増加、取扱店・代理店に支払う販売手数料や業務委託報酬が増加したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度に比べ120,215千円増加し、592,747千円となりました。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ92,742千円増加し、525,114千円となりました。主な要因は、業容拡大を目的とする営業体制強化により人件費等の先行投資費用が増加したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ27,473千円増加し、67,632千円となりました。

④ 営業外損益、経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に比べ3,672千円増加し、9,167千円となりました。主な要因は、受取利息の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ31,146千円増加し、76,800千円となりました。

⑤ 特別損益、税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別損失は、2,994千円となりました。これは、固定資産除却損1,943千円、保険解約損1,051千円によるものであります。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ29,775千円増加し、73,805千円となりました。

⑥ 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額は△15,895千円となりました。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ16,689千円増加し、89,701千円となりました。

第10期第2四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

① 売上高

当第2四半期連結累計期間の売上高は、568,614千円となりました。

売上高の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概況 (1) 業績」をご参照ください。

② 売上原価、売上総利益

当第2四半期連結累計期間の売上原価は、216,944千円となりました。主な要因は、住宅設備保証に伴い発生する修理コスト等を担保するための損害保険会社に対する支払保険料、取扱店・代理店に支払う販売手数料、業務委託報酬によるものであります。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上総利益は、351,670千円となりました。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、296,952千円となりました。主な要因は、人件費、支払報酬、地代家賃によるものであります。

この結果、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、54,718千円となりました。

④ 営業外損益、経常利益

当第2四半期連結累計期間の営業外収益は、4,324千円となりました。主な要因は、債券等の受取利息によるものであります。

当第2四半期連結累計期間の営業外費用は、2,000千円となりました。これは、株式公開費用によるものであります。

この結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は、57,042千円となりました。

⑤ 特別損益、税金等調整前四半期純利益

当第2四半期連結累計期間の特別損失は、1,972千円となりました。これは、保険解約損によるものであります。

この結果、当第2四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は、55,069千円となりました。

⑥ 親会社株主に帰属する四半期純利益

当第2四半期連結累計期間の法人税等は、19,509千円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は、35,559千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、組織体制、法令遵守、市場動向、人材の確保等、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制の強化を図りながら、優秀な人材を確保し、市場ニーズに合ったサービスを展開することにより、リスク要因を分散・低減し、適切に対応してまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループでは、「すまいと暮らしの“未来(コレカラ)”を創る」という企業理念に基づき、「保証サービス」、「検査補修サービス」及び「電子マネー発行サービス」を住宅オーナー及び住宅事業者のニーズに合わせて有機的に組み合わせ、ワンストップで提供できる体制を整備することにより、これまで事業を拡大してまいりました。

住宅・不動産を取り巻く環境といたしましては、長期的には少子高齢化・人口減少の急速な進展、大都市圏における後期高齢者の急増などにより世帯数が減少し新築住宅市場は縮小していくことが予想されますが、世帯数減少による空き家の利用促進や老朽化マンションの建て替えなど住宅ストック活用型市場への転換加速による住宅ストックビジネス活性化政策により、既存住宅流通市場やリフォーム市場の規模拡大が予想されます。

このような環境の下、当社グループは、「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、様々な施策に取り組み、収益拡大を図るとともに、より一層社会に貢献してまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

住宅・不動産業界においては、平成28年5月に成立した宅地建物取引業法の一部を改正する法律が平成30年4月1日より施行されることにより、建物状況調査(インスペクション)の実施が増加する見込みであることから、当社グループにおける「おうちのトータルメンテナンス事業」のマーケットは、今後しばらくは拡大傾向にあるものと判断しております。

一方で、競争が激化することも予想されるため、当社グループとしましては、「おうちのトータルメンテナンス事業」及び「BP0事業」において培ったノウハウを新サービスの開発・販売に活用し、住宅事業者に対するきめ細やかな営業体制や住宅オーナーに対する満足度の高い受付体制を構築することで、さらなる事業基盤の拡充を図る方針です。

経営者の問題認識につきましては、「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当連結会計年度における設備投資の総額（有形固定資産及び無形固定資産）は24,601千円であります。その主な内容は全セグメントに関連する資産として、研修・福利厚生施設の取得11,371千円、本社事務所の環境改善を図るための改装工事3,275千円の設備投資を実施いたしました。おうちのトータルメンテナンス事業においては業務効率化や管理機能強化を目的とした基幹業務システム等の開発費用4,890千円の設備投資を実施いたしました。

なお、本社事務所の改装工事に伴い1,943千円を固定資産除却損に計上しております。

第10期第2四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

当第2四半期連結累計期間における設備投資の総額（有形固定資産及び無形固定資産）は、9,976千円であります。これは全セグメントに関連する資産であり、事業拡大や人員増強に伴う事務所増床とオフィス設備購入等7,326千円、顧客管理システムの開発2,650千円によるものです。

なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	ソフト ウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	全セグメント	本社事務所設備 基幹業務システム サーバー機器等	3,115	—	20,205	2,762	26,083	53 (4)
その他 (神奈川県箱根町)	全セグメント	研修・福利厚生施設	6,960	1,339 (7,770.07)	—	2,363	10,663	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 5. 本社事務所は賃借しており、その年間賃借料は17,801千円であります。

(2) 国内子会社

平成29年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
				ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
リビングポイント株式会社	本社 (東京都渋谷区)	全セグメント	ソフトウェア	1,949	1,949	1 (-)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年1月31日現在）

当社グループの設備投資については、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	全セグメン ト	ICTインフラ投資（ネ ットワーク (LAN/WAN)、PC・イ ントラネット用サー バー等機器及びソフ トウェア)	50,000	—	増資資金	平成30年4月	平成32年3月	(注) 2.
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	全セグメン ト	情報セキュリティ投 資（サイバー攻撃に 備えた自動検知・自 動防御システム等）	30,000	—	増資資金	平成30年4月	平成32年3月	(注) 2.
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	全セグメン ト	決算対応投資（決算 対応、予実管理等の 迅速化・円滑化のた めのシステム導入）	40,000	—	増資資金	平成30年4月	平成32年3月	(注) 2.
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	全セグメン ト	システム基盤関連投 資（住宅事業者やエ ンドユーザーとの関 係性の強化を目的と した機能拡張やスマ ートフォン向けアプ リ開発等への投資）	50,000	—	増資資金	平成30年4月	平成32年3月	(注) 2.
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	全セグメン ト	コールセンター高機 能化対応のためのシ ステム導入	40,000	—	増資資金及 び自己資金	平成30年4月	平成32年3月	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,452,500	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,452,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成21年11月24日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数（個）	200（注）1	200（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,000（注）1、4	40,000（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50（注）2、4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月26日 至 平成33年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 50（注）4 資本組入額 25（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込金額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- ③ 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- ④ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 平成27年9月7日開催の取締役会決議により、平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成24年9月25日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	100(注)1	100(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)1、4	20,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年9月27日 至 平成36年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50(注)4 資本組入額 25(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込金額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- ③ 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権者の全部又は一部を行使することができる。

4. 平成27年9月7日開催の取締役会決議により、平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（平成27年2月6日臨時株主総会及び平成27年4月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	139(注)1	139(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,800(注)1、4	27,800(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年5月1日 至平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 50(注)4 資本組入額 25(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れ、担保権の設定は認 めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的となる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 平成27年9月7日開催の取締役会決議により、平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（平成28年5月11日臨時株主総会及び平成28年5月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数（個）	18,000（注）1	18,000（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000（注）1	18,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月1日 至 平成38年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150 資本組入額 75	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的となる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

第6回新株予約権（平成28年5月11日臨時株主総会及び平成28年9月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数（個）	10,200（注）1	10,200（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,200（注）1	10,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成38年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150 資本組入額 75	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的となる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

第7回新株予約権（平成29年12月25日臨時株主総会及び平成29年12月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数（個）	—	10,600（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	10,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,200（注）2
新株予約権の行使期間	—	自 平成32年1月1日 至 平成39年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	—	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的となる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成24年12月18日 (注) 1.	200	2,200	5,000	25,000	—	—
平成27年2月13日 (注) 2.	380	2,580	1,900	26,900	1,900	1,900
平成27年2月13日 (注) 3.	4,200	6,780	21,000	47,900	21,000	22,900
平成27年3月9日 (注) 4.	100	6,880	500	48,400	500	23,400
平成27年9月30日 (注) 5.	1,369,120	1,376,000	—	48,400	—	23,400
平成29年12月28日 (注) 6.	64,000	1,440,000	38,400	86,800	38,400	61,800
平成29年12月28日 (注) 7.	12,500	1,452,500	7,500	94,300	7,500	69,300

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 あいおいニッセイ同和損害保険(株)

200株

発行価格 25,000円

資本組入額 25,000円

2. 有償第三者割当

割当先 三井不動産レジデンシャル(株)

380株

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 株式分割 (1:200) によるものであります。

6. 有償株主割当

割当先 安達慶高、他11名

64,000株

発行価格 1,200円

資本組入額 600円

7. 有償第三者割当

割当先 株式会社アルファステップ

12,500株

発行価格 1,200円

資本組入額 600円

(5) 【所有者別状況】

平成30年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	1	—	3	—	—	11	15	—
所有株式数 （単元）	—	420	—	1,305	—	—	12,800	14,525	—
所有株式数 の割合 （%）	—	2.89	—	8.99	—	—	88.12	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,452,500	14,525	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,452,500	—	—
総株主の議決権	—	14,525	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成21年11月24日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成21年11月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 1 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権（平成24年9月25日定時株主総会決議）

決議年月日	平成24年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 1 社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第4回新株予約権（平成27年2月6日臨時株主総会及び平成27年4月27日取締役会決議）

決議年月日	平成27年4月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 9 当社子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回新株予約権（平成28年5月11日臨時株主総会及び平成28年5月13日取締役会決議）

決議年月日	平成28年5月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社従業員15名であります。

第6回新株予約権（平成28年5月11日臨時株主総会及び平成28年9月30日取締役会決議）

決議年月日	平成28年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第7回新株予約権（平成29年12月25日臨時株主総会及び平成29年12月25日取締役会決議）

決議年月日	平成29年12月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。現在は内部留保の充実を図り、事業基盤の整備や収益力強化のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。将来的には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しながら株主への利益の配当を検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	—	安達 慶高	昭和47年8月8日生	平成7年4月 ㈱三和銀行(現 ㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 平成16年4月 マーシュ・ジャパン(株) 入社 平成18年8月 日本震災パートナーズ(株) (現 SBIリスタ少額短期保険(株)) 入社 平成22年9月 当社取締役就任 平成25年9月 当社代表取締役就任(現任)	(注) 3	283,500
取締役会長 (代表取締役)	—	荒川 拓也	昭和46年5月15日生	平成7年4月 日本火災海上保険(株)(現 損害保険ジャパン日本興亜(株)) 入社 平成16年4月 マーシュ・ジャパン(株) 入社 平成18年8月 日本震災パートナーズ(株) (現 SBIリスタ少額短期保険(株)) 入社 平成20年6月 同社取締役就任 平成21年3月 当社代表取締役就任(現任)	(注) 3	252,000
取締役	管理グループ 管掌	竹林 俊介	昭和49年1月31日生	平成9年4月 住友海上火災保険(株)(現 三井住友海上火災保険(株)) 入社 平成15年10月 ロイズ・ジャパン(株) 入社 平成18年8月 日本震災パートナーズ(株) (現 SBIリスタ少額短期保険(株)) 入社 平成21年4月 辻・本郷税理士法人 入所 平成21年11月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	252,000
取締役	業務運営グループ 管掌	城戸 美代子	昭和35年2月19日生	昭和58年4月 ㈱CBSソニーグループ(現 ㈱ソニー・ミュージックエンタテインメント) 入社 平成5年4月 ㈱テレマーケティング・ジャパン 入社 平成13年3月 ㈱もしもしホットライン (現 りらいあコミュニケーションズ(株)) 入社 平成18年9月 日本震災パートナーズ(株) (現 SBIリスタ少額短期保険(株)) 入社 平成22年2月 当社入社 平成24年9月 当社執行役員就任 平成29年9月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	10,500
取締役	業務企画グループ 管掌	吉川 淳史	昭和60年3月20日生	平成19年8月 日本震災パートナーズ(株) (現 SBIリスタ少額短期保険(株)) 入社 平成21年7月 当社入社、取締役就任 平成24年9月 当社取締役退任 平成24年9月 当社執行役員就任 平成29年9月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	63,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	中川 藤雄	昭和56年3月11日生	平成19年1月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成19年1月 長島・大野・常松法律事務所 入所 平成22年9月 弁護士法人匠総合法律事務所 入所 平成25年2月 第一東京弁護士会司法研究委員会（宅地建物取引業法研究部会）委員（現任） 平成28年4月 豊島総合法律事務所 入所 平成29年12月 当社取締役就任（現任）	(注) 4	—
常勤監査役	—	藤田 悟	昭和23年4月19日生	昭和47年4月 安田火災海上保険㈱（現損害保険ジャパン日本興亜㈱）入社 平成16年7月 日立キャピタル損害保険㈱ 出向 内部監査部長就任 平成16年12月 同社転籍 平成26年7月 同社シニアフェロー 平成29年1月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 6	—
監査役	—	本多 正憲	昭和24年8月19日生	昭和48年4月 住友海上火災保険㈱（現三井住友海上火災保険㈱）入社 平成元年2月 シティバンクエヌ・エイ入社 平成3年1月 オリコ生命保険㈱（現SBI生命保険㈱）入社 平成9年3月 ㈱野村総合研究所 入社 平成13年6月 ㈱イー・ディー・ワークス 取締役就任 平成14年8月 (同)YMS Corporation 代表社員就任（現任） 平成27年2月 (一財)あんしん財団 非常勤理事就任（現任） 平成27年10月 当社監査役就任（現任） 平成28年6月 ㈱イー・ディー・ワークス 取締役退任（補欠取締役）	(注) 5	—
監査役	—	蝦名 卓	昭和37年2月26日生	昭和59年4月 安田生命保険(相)（現明治安田生命保険(相)）入社 昭和63年10月 中央新光監査法人 入社 平成元年10月 監査法人加藤事務所（現SK東京監査法人）入社 平成4年3月 公認会計士登録 平成7年7月 ㈱ジャフコ 入社 平成12年5月 蝦名公認会計士事務所 開設 平成16年8月 税理士登録 平成17年4月 マイクロバイオ㈱ 監査役就任（現任） 平成25年6月 データコム㈱ 取締役就任（現任） 平成27年8月 ㈱スプリックス 取締役監査等委員就任（現任） 平成29年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 6	—
計						861,000

- (注) 1. 取締役 中川藤雄は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤田悟、本多正憲及び蝦名卓は、社外監査役であります。
3. 平成29年9月28日開催の定時株主総会終結の時から、平成31年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成29年11月28日開催の臨時株主総会にて選任され、平成29年12月1日付の就任の時から、平成31年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成27年10月21日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 平成28年12月22日開催の臨時株主総会にて選任され、平成29年1月1日付の就任の時から、平成32年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取組みます。

- ・ 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- ・ 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- ・ 会社に関する情報を適切かつ積極的に開示し、ステークホルダーへの説明責任を果たすと同時に、透明性を確保します。
- ・ 取締役会、監査役及び監査役会が経営監視監督機能を十分に果たせるよう、それぞれの役割・責務を明確化します。
- ・ 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

① 企業統治の体制

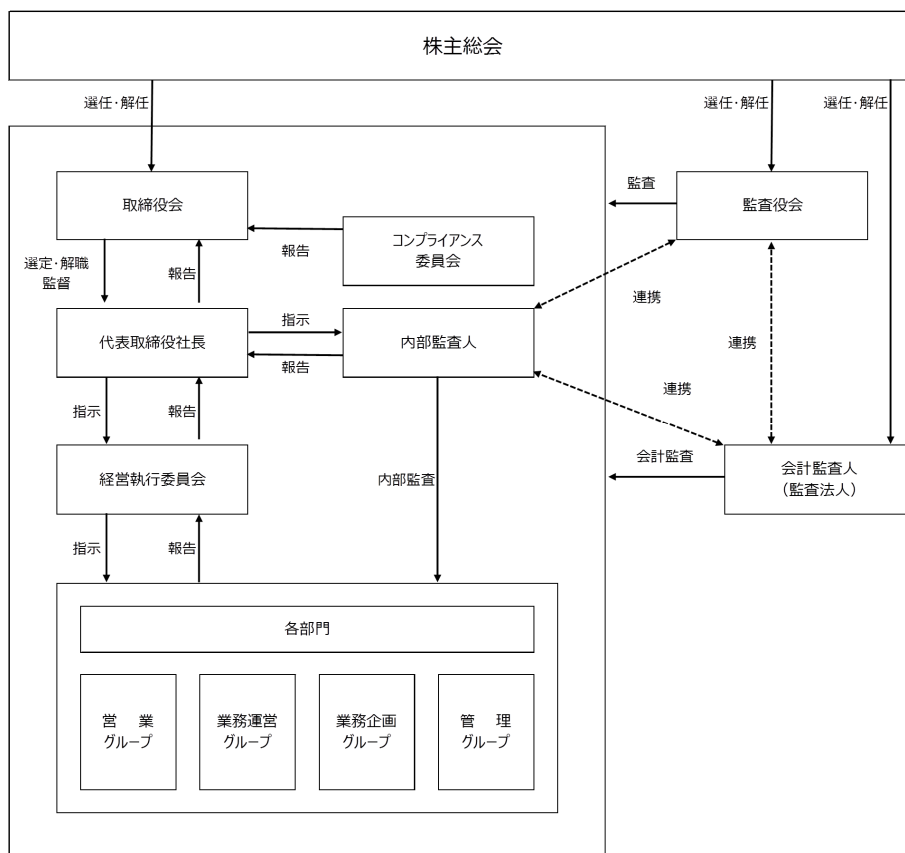
イ. 企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行を監査するため監査役3名（うち社外監査役3名）を選任しております。

取締役会は、取締役6名（うち1名社外取締役）で構成され、原則として月1回開催し、当社経営上の重要事項及びグループ経営上の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行について相互牽制による監督を行っております。また、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しております。

経営の全般的執行についての方針、ならびに企画・立案・分析等を行う機関として、「経営執行委員会」があり、取締役及び執行役員全員により構成されておりますが、必要に応じて、その他関係者の参加も認められております。「経営執行委員会」は、年度総合予算案等の審議機関としての機能も有しております。

当社の企業統治の体制を図示すると、次のとおりであります。



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は上記のように監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名（うち1名は常勤）により構成されております。監査役会は、原則として毎月1回の定例監査役会のほか、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は取締役会のほか経営執行委員会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査できる体制にあります。また内部監査人及び会計監査人との連携を図りながら、独立した経営の監視・監督機能を担うことによって経営の公正性と透明性を確保しております。これにより適正なコーポレート・ガバナンス機能が保たれるものと判断し、現体制を採用しております。

ハ. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め当社グループの企業価値向上を進めるためには、確実な内部統制システムの構築が当社グループ全体の事業展開を図る上で欠くことのできないインフラであるとの認識に立ち、職務権限の明確化及び報告体制の確立、コンプライアンス体制・リスク管理体制の強化等を図り、当社グループに共通する管理制度などを常に改善しながら運用しています。

なお、当社の内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の意思疎通を行い、法令及び定款に適合した体制を確保する。
- ② 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス規程の制定及びコンプライアンス統括部門の設置を行い、当社の法令等遵守体制を確保するとともに、代表取締役社長が主催するコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制にかかる課題について協議を行う。
- ③ 当社は、代表取締役社長が内部監査人を指定し、内部管理体制の適正性を評価させ、報告を受けるとともに、改善に向けた提言及びフォローアップを実施させる。
- ④ 当社は、コンプライアンス違反行為の防止及び早期発見による自浄機能の向上を目的として、社員が会社におけるコンプライアンス違反行為の内容を会社に通報する内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- ② 当社は、取締役会の決議により情報システム管理規程の制定及び情報システム管理部門の設置を行い、電磁的記録のデータ管理体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、取締役会の決議により、リスク管理規程の制定及びリスク管理統括部門の設置を行い、当社のリスク管理体制を確保するとともに、代表取締役社長が主催するコンプライアンス委員会において当社のリスクにかかる課題について共有を行う。
- ② 当社は、大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合の対応のために「コンティンジェンシープラン」を制定し、緊急事態対応体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員で構成する経営執行委員会により取締役会の意思決定機能及び監視・監督機能の強化を図る。
- ② 当社は、原則として毎月1回定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適時適切に問題解決を行う。
- ③ 当社は、取締役会の決議により、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程を制定し、取締役、執行役員及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続きを明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正の確保のため、取締役会の決議により関係会社管理規程を制定し、子会社の当社に対する事前協議体制及び報告体制を構築する。
- ② 当社は、当社グループの役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社に設置するコンプライアンス委員会に適時コンプライアンス上の課題等について報告を求め、情報交換を行う。
- ③ 当社は、子会社の損失の危険の管理のため、関係会社管理規程に基づき、子会社の損失の危険に関する状況の報告を定期的及び適時に当社の関係会社管理部門に対して行うことを求め、必要に応じてコンプライアンス委員会で協議及び情報交換を行う。
- ④ 当社は、子会社の役職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- ② 監査役を補助すべき使用人は、監査役を補助する範囲内において取締役の指揮命令系統から独立し、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議し、監査役の同意を得たうえで行う。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役から求められた場合には、遅滞なく業務の執行状況を報告する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループにおいて、「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」、「経営に関する重要な事項」、「重大な法令及び定款に違反する行為」が発生したことを知ったときは、当社の監査役に適時かつ的確に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から、重要事項の報告を受ける。
- ④ 当社は、監査役に報告したことを理由として、その報告者に対していかなる不利益な取扱いも行わない。

8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役の求めに応じて、監査役と取締役、執行役員及び使用人との会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 当社は、監査役と内部監査人との緊密な連携を可能とする体制を構築するとともに、監査役の求めに応じて内部監査人が監査役に報告する体制を構築する。
- ③ 当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還並びに債務に関する処理を行う。

・リスク管理及びコンプライアンス体制の整備の状況

当社は、諸規程（リスク管理規程、コンプライアンス規程、情報システム管理規程、個人情報保護管理規程等）に基づき、様々なリスクに対応できる体制を整備しております。

a) リスク管理規程

リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、リスク（当社に物理的、経済的もしくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものと定義）や事故等（リスクが具現化した事象などを指すものと定義）が発生した際の措置・対応を具体的に規定し、運用しております。また、リスクや事故等発生時の業務運営については、別途「コンティンジェンシープラン」を制定の上、周知徹底しております。

b) コンプライアンス規程

コンプライアンスに関する社内体制を構築するために必要となる事項については、本規程に基本方針及び行動規範から、対応部署モニタリング、報告体制等の具体的な対応までを規定し、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営が行われるよう努めております。

また、法令等遵守及び適正な業務運営を確保するため、別途「コンプライアンス実践計画」を定めており、コンプライアンスに関する全社的な推進及び「コンプライアンス実践計画」の審議等を行うために、コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、委員長である代表取締役社長が指名した常任委員、非常任委員、弁護士等の外部有識者（必要な場合のみ）によって構成されております。

c) 情報システム管理規程

適切にシステムリスク（コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等により、又は、コンピュータが不正に使用されることにより当社サービス利用者、当社取引先や当社等が損失を被るリスクと定義）の管理を行うことを目的として、システムに障害が発生することにより当社の業務に支障を来すおそれがある場合の措置を本規程に定め、必要に応じた体制整備、緊急時体制構築、システム障害発生時の対応等、様々な安全対策を整えております。

d) 個人情報保護管理規程

当社が保有する個人情報につき、当社の個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的として個人情報保護管理規程を定め、その下部規範としてJIS規格に則ったPMS（個人情報保護マネジメントシステム）マニュアルを定めることで、同マニュアルに沿った厳格な管理及び運営を行っております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、子会社等関係会社の管理統括部門の職責を明確化するとともに、当社の定める各種規程及び規則を準用し、内部統制システム構築における対象にも含めております。当社では、子会社を含め当社グループを一体と考え、グループ全体が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の管理体制を構築しております。

・反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社では、反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことであると考えております。この基本的な考え方のもと、当社自身や役員及び従業員のみならず、利用者等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を各種取引から排除するために必要となる事項について、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、同規程及びマニュアルに基づき、業務を運営しております。

なお、取引先・利用者・株主・役員・従業員に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は、次のとおりです。

(a) 取引先

取引先につきましては、以下の各方法により、反社会的勢力を排除するよう対応しております。

- ・ 与信管理規程に基づいて、新規取引の開始時に適宜信用調査を行う。
- ・ 契約書に可能な限り反社会的勢力排除条項を記載する。
- ・ 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが賛助会員に提供しているデータベースを活用する等により反社会的勢力に関して得た情報に関するデータベースで管理される情報等を元に、事業特性等に応じ、事前審査を実施する。
- ・ 既存の契約の適切な事後検証を行うための体制を整備し、当該体制に従って、事業特性等に応じ、事後検証を実施する。

(b) 利用者

利用者につきましては、以下の各方法により、反社会的勢力を排除するよう対応しております。

- ・ 取引約款に反社会的勢力排除条項を記載する。
- ・ 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが賛助会員に提供しているデータベースを活用する等により反社会的勢力に関して得た情報に関するデータベースで管理される情報等を元に、適宜事前審査を実施する。
- ・ 既存の契約の適切な事後検証を行うための体制を整備し、当該体制に従って、事後検証を実施する。

(c) 株主

既存の外部株主について、上場企業の系列企業に対しては、特段の信用調査等は行っておりません。ただし、それ以外の株主につきましては、紹介者へのヒアリングや風評等のチェックを行うことにより、反社会的勢力を排除するよう対応しております。今後につきましては、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが賛助会員に提供しているデータベースを活用しつつ、取引金融機関（証券代行会社を含む）の協力も仰ぎながら、年に1回、当社の株主に反社会的勢力が存在するか否かを確認する予定です。

(d) 役員・従業員

過去におきましては、採用時の面接において個別に確認を取ることにより、反社会的勢力を排除するよう対応しております。今後につきましては、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが賛助会員に提供しているデータベースを活用しつつ、必要があれば、興信所を活用した信用調査の活用も検討する方針であります。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社は小規模組織であることから独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が選任したコンプライアンス部長1名が内部監査人として、年間の内部監査計画に基づき、全部門における業務全般の監査を実施しております。内部監査人が所属する部署については、代表取締役社長の承認により指名された者1名が実施して相互に牽制する体制としております。監査結果については代表取締役社長に報告し、被監査部門に対しては改善事項の具体的な指摘及び勧告を行い、改善状況の報告を受けることで実効性の高い監査の実施に努めております。

監査役監査は、監査役3名により構成される監査役会が毎期策定される監査計画に基づいて、取締役会及び経営執行委員会などの重要な会議への出席、重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通じて、経営に関する監視を行っております。

また、内部監査人、監査役会及び会計監査人は、監査の相互補完及び効率性の観点から、定期的に協議し必要な情報の交換を行い、それぞれの相互連携を図り監査の実効性を高めております。

③ 会計監査の状況

当社は、会計監査人として太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中野秀俊氏、石原鉄也氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士10名、その他7名であります。なお、継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役中川藤雄は、弁護士として法務に関する専門的かつ広範な知識及び豊富な経験を有しており、当社の経営に対して中立的な立場からの助言・提言を受けるために社外取締役として選任しております。また、同氏は過去に当社顧問弁護士事務所に所属し、当社の担当弁護士ではありましたが、現在の所属弁護士事務所においては当社との間には、人的関係、資本関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役藤田悟は、長きにわたり金融機関に在籍し、内部監査の責任者を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役に選任しております。社外監査役本多正憲は、長きにわたり金融機関及びIT関連企業に在籍し、日本アクチュアリー会の正会員の資格を有していることから、そのIT及びリスク管理の専門性を当社の監査に反映いただくため、社外監査役に選任しております。社外監査役蝦名卓は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見から、その専門性を当社の監査に反映いただくため、社外監査役に選任しております。上記3名の社外監査役と当社との間には、人的関係、資本関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。なお、社外監査役藤田悟は常勤監査役であります。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

なお、社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、内部監査人の内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況等を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対する監視機能を強化するため、社外監査役3名を選任しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプ ション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	54,000	54,000	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外監査役	6,120	6,120	—	—	—	4

(注) 上記には平成28年9月30日付けで退任した監査役1名を含んでおります。

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上に該当する役員が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の協議で各報酬額を決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
1銘柄 0千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

ニ. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上
額

該当事項はありません。

ホ. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上
額

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主
が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款において定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当該定款に基づき、当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の全員と責任限定契約を締結しております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	15,300	—	9,900	—
連結子会社	—	—	—	—
計	15,300	—	9,900	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、当社の事業規模、事業の特性及び監査業務に係る人数や日数等の諸要素を勘案し、監査公認会計士と協議のうえ、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）及び当連結会計年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）及び当事業年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、定期的に監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加などによる情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	994,131	1,534,329
売掛金	42,369	37,930
有価証券	10,362	106,218
金銭の信託	100,659	117,678
前払費用	53,866	99,471
繰延税金資産	27,222	36,972
その他	16,548	35,576
流動資産合計	1,245,159	1,968,177
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,912	10,867
減価償却累計額	△1,007	△791
建物（純額）	1,905	10,075
土地	—	1,339
その他	2,463	6,969
減価償却累計額	△513	△1,843
その他（純額）	1,949	5,126
有形固定資産合計	3,854	16,541
無形固定資産		
その他	20,461	22,155
無形固定資産合計	20,461	22,155
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 460,070	※ 409,039
差入保証金	※ 84,000	※ 280,000
長期前払費用	457,827	688,065
繰延税金資産	2,308	8,472
その他	61,359	63,475
投資その他の資産合計	1,065,565	1,449,054
固定資産合計	1,089,881	1,487,751
資産合計	2,335,041	3,455,928

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,730	35,103
未払法人税等	675	799
前受収益	325,965	464,441
賞与引当金	13,500	10,000
その他	100,733	105,478
流動負債合計	474,604	615,822
固定負債		
長期前受収益	1,614,479	2,258,099
長期預り金	420,971	661,574
ポイント引当金	5,007	7,896
その他	1,000	1,000
固定負債合計	2,041,457	2,928,569
負債合計	2,516,061	3,544,392
純資産の部		
株主資本		
資本金	48,400	48,400
資本剰余金	23,400	23,400
利益剰余金	△239,972	△150,270
株主資本合計	△168,172	△78,470
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△12,848	△9,993
その他の包括利益累計額合計	△12,848	△9,993
純資産合計	△181,020	△88,464
負債純資産合計	2,335,041	3,455,928

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,760,784
売掛金	32,196
有価証券	112,391
金銭の信託	120,328
前払費用	123,389
その他	94,251
流動資産合計	2,243,343
固定資産	
有形固定資産	22,273
無形固定資産	21,364
投資その他の資産	
投資有価証券	※ 409,465
長期前払費用	899,795
その他	※ 461,836
投資その他の資産合計	1,771,097
固定資産合計	1,814,735
資産合計	4,058,079
負債の部	
流動負債	
買掛金	38,235
未払法人税等	19,934
前受収益	586,532
賞与引当金	8,500
その他	138,317
流動負債合計	791,520
固定負債	
長期前受収益	2,472,130
長期預り金	740,606
ポイント引当金	8,843
その他	1,000
固定負債合計	3,222,581
負債合計	4,014,102
純資産の部	
株主資本	
資本金	94,300
資本剰余金	69,300
利益剰余金	△114,711
株主資本合計	48,888
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	△4,911
その他の包括利益累計額合計	△4,911
純資産合計	43,976
負債純資産合計	4,058,079

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	869,306	1,031,553
売上原価	396,775	438,806
売上総利益	472,531	592,747
販売費及び一般管理費	※1 432,371	※1 525,114
営業利益	40,159	67,632
営業外収益		
受取利息	4,833	8,780
受取配当金	11	307
還付消費税等	577	—
その他	70	79
営業外収益合計	5,494	9,167
経常利益	45,654	76,800
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 1,943
投資有価証券償還損	1,098	—
投資有価証券評価損	525	—
保険解約損	—	1,051
特別損失合計	1,623	2,994
税金等調整前当期純利益	44,030	73,805
法人税、住民税及び事業税	869	1,331
法人税等調整額	△29,850	△17,227
法人税等合計	△28,981	△15,895
当期純利益	73,011	89,701
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	73,011	89,701

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
当期純利益	73,011	89,701
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△7,722	2,854
その他の包括利益合計	※ △7,722	※ 2,854
包括利益	65,288	92,556
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	65,288	92,556
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	568,614
売上原価	216,944
売上総利益	351,670
販売費及び一般管理費	※ 296,952
営業利益	54,718
営業外収益	
受取利息	4,084
受取配当金	186
その他	53
営業外収益合計	4,324
営業外費用	
株式公開費用	2,000
営業外費用合計	2,000
経常利益	57,042
特別損失	
保険解約損	1,972
特別損失合計	1,972
税金等調整前四半期純利益	55,069
法人税等	19,509
四半期純利益	35,559
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	35,559

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
四半期純利益	35,559
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	5,081
その他の包括利益合計	5,081
四半期包括利益	40,641
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	40,641
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	48,400	23,400	△312,983	△241,183
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			73,011	73,011
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	73,011	73,011
当期末残高	48,400	23,400	△239,972	△168,172

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	△5,125	△5,125	△246,309
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			73,011
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△7,722	△7,722	△7,722
当期変動額合計	△7,722	△7,722	65,288
当期末残高	△12,848	△12,848	△181,020

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	48,400	23,400	△239,972	△168,172
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			89,701	89,701
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計	—	—	89,701	89,701
当期末残高	48,400	23,400	△150,270	△78,470

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	△12,848	△12,848	△181,020
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			89,701
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	2,854	2,854	2,854
当期変動額合計	2,854	2,854	92,556
当期末残高	△9,993	△9,993	△88,464

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	44,030	73,805
減価償却費	4,920	8,574
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,783	△3,500
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	996	2,888
受取利息及び受取配当金	△4,845	△9,087
投資有価証券評価損益 (△は益)	525	—
投資有価証券償還損益 (△は益)	1,098	—
固定資産除却損	—	1,943
保険解約損益 (△は益)	—	1,051
売上債権の増減額 (△は増加)	4,795	4,439
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,163	1,373
前受収益の増減額 (△は減少)	97,725	138,475
長期前受収益の増減額 (△は減少)	524,161	643,620
長期預り金の増減額 (△は減少)	196,872	240,603
前払費用の増減額 (△は増加)	△24,924	△45,604
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△247,066	△230,238
その他の資産の増減額 (△は増加)	3,669	△17,716
その他の負債の増減額 (△は減少)	△10,300	3,544
小計	598,604	814,172
利息及び配当金の受取額	3,163	6,105
法人税等の支払額	△772	△1,206
営業活動によるキャッシュ・フロー	600,995	819,071
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,850	△16,959
無形固定資産の取得による支出	△15,987	△6,442
金銭の信託の取得による支出	△27,016	△17,018
有価証券の取得による支出	△10,091	△1,492
投資有価証券の取得による支出	△232,314	△38,725
有価証券の償還による収入	20,014	270
投資有価証券の償還による収入	4,791	960
差入保証金の差入による支出	△84,000	△196,000
保険積立金の積立による支出	△5,095	△5,996
保険積立金の解約による収入	—	5,743
敷金の差入による支出	—	△3,213
投資活動によるキャッシュ・フロー	△351,551	△278,873
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	249,444	540,198
現金及び現金同等物の期首残高	744,686	994,131
現金及び現金同等物の期末残高	※ 994,131	※ 1,534,329

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成29年7月1日
 至 平成29年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	55,069
減価償却費	5,330
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,500
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	947
受取利息及び受取配当金	△4,271
保険解約損益 (△は益)	1,972
売上債権の増減額 (△は増加)	5,733
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,132
前受収益の増減額 (△は減少)	122,091
長期前受収益の増減額 (△は減少)	214,031
長期預り金の増減額 (△は減少)	79,032
前払費用の増減額 (△は増加)	△23,918
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△211,729
その他の資産の増減額 (△は増加)	△21,654
その他の負債の増減額 (△は減少)	32,838
小計	257,107
利息及び配当金の受取額	3,368
法人税等の支払額	△375
営業活動によるキャッシュ・フロー	260,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,326
無形固定資産の取得による支出	△2,650
金銭の信託の取得による支出	△2,650
有価証券の取得による支出	△1,104
投資有価証券の取得による支出	△4
投資有価証券の償還による収入	451
差入保証金の差入による支出	△106,000
保険積立金の積立による支出	△955
保険積立金の解約による収入	3,280
敷金の差入による支出	△9,086
その他	600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△125,445
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	91,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	91,800
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	226,455
現金及び現金同等物の期首残高	1,534,329
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,760,784

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

リビングポイント株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 金銭の信託

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

② ポイント引当金

連結子会社は顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来利用される可能性のあるポイント残高を利用見込額として計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

おうちのトータルメンテナンス事業

「保証サービス」において一括收受した保証料については、保証期間にわたって均等に期間配分し、当連結会計年度に対応する額を収益計上しております。未経過分の保証料については1年以内に収益化される予定の金額を前受収益、1年を超える予定のものは長期前受収益として計上しております。また、取扱店・代理店に支払う販売手数料についても、保証期間と同一の期間にわたって均等に期間配分し、当連結会計年度に対応する額を費用計上しております。未経過分の販売手数料については1年以内に費用化される予定の金額を前払費用、1年を超える予定のものは長期前払費用として計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

リビングポイント株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 金銭の信託

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～26年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

② ポイント引当金

連結子会社は顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来利用される可能性のあるポイント残高を利用見込額として計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

おうちのトータルメンテナンス事業

「保証サービス」において一括收受した保証料については、保証期間にわたって均等に期間配分し、当連結会計年度に対応する額を収益計上しております。未経過分の保証料については1年以内に収益化される予定の金額を前受収益、1年を超える予定のものは長期前受収益として計上しております。また、取扱店・代理店に支払う販売手数料についても、保証期間と同一の期間にわたって均等に期間配分し、当連結会計年度に対応する額を費用計上しております。未経過分の販売手数料については1年以内に費用化される予定の金額を前払費用、1年を超える予定のものは長期前払費用として計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っておりません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、平成28年7月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(連結貸借対照表)

当連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「差入保証金」は、資産の総額の100分の5を超えたため、翌連結会計年度から独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、当連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた145,359千円は、「差入保証金」84,000千円、「その他」61,359千円として組み替えております。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「差入保証金」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度から独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた145,359千円は、「差入保証金」84,000千円、「その他」61,359千円として組み替えております。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 「資金決済に関する法律」に基づき東京法務局に供託している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
投資有価証券	277,778千円	277,573千円
差入保証金	84,000	280,000
計	361,778	557,573

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
役員報酬	60,656千円	60,960千円
給料手当及び賞与	149,469	211,683
賞与引当金繰入額	12,351	9,860
ポイント引当金繰入額	2,410	1,436

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
建物	－千円	1,734千円
その他	－	208
計	－	1,943

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△7,428千円	4,168千円
組替調整額	25	－
税効果調整前	△7,403	4,168
税効果額	△319	△1,313
その他有価証券評価差額金	△7,722	2,854
その他の包括利益合計	△7,722	2,854

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	6,880	1,369,120	—	1,376,000
合計	6,880	1,369,120	—	1,376,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,369,120株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,376,000	—	—	1,376,000
合計	1,376,000	—	—	1,376,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
現金及び預金勘定	994,131千円	1,534,329千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	994,131	1,534,329

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、自らが保有する金融資産について、安全性及び流動性を考慮して長期的な視野に立った資産運用を行うことを基本方針としております。なお、現在デリバティブは利用しておらず、為替変動等のリスクをヘッジする目的以外でのリスクの高い投機的取引は行わない方針であります。また、運転資金及び設備投資等の資金については自己資金で賄っており、金融機関からの借入れはありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主として公社債等を中心とした運用と資金決済に関する法律に基づく「前払式支払手段(第三者型)発行者」として発行している「おうちポイント」の発行保証金として法務局に供託している国債であり、市場リスク(市場価格の変動リスク、金利リスク、為替変動リスク、流動性リスク等)に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。長期預り金は、主として「電子マネー発行サービス」の運営に伴う発行ポイント残高やBPO事業における支払代行業務に係る一時預り金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券について市場動向、時価及び発行体の財政状況等を定期的に把握し、保有状況を継続的に見直しております。なお、外貨建社債等の為替リスクにつきましては、ヘッジするための為替予約取引等は行っておりませんが、定期的な為替変動による影響額をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社財務部が当社グループの日次預金残高管理を実施し、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	994,131	994,131	—
(2) 売掛金	42,369	42,369	—
(3) 金銭の信託	100,659	100,659	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	277,778	293,344	15,565
②その他有価証券	192,654	192,654	—
資産計	1,607,593	1,623,158	15,565
(1) 買掛金	33,730	33,730	—
(2) 長期預り金	420,971	426,588	5,616
負債計	454,701	460,318	5,616

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 金銭の信託

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
差入保証金	84,000
非上場株式	0

差入保証金は前払式支払手段の保全措置等として法務局に供託しているものであり、返還時期の見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本表には含めておりません。

非上場株式は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	994,131	—	—	—
売掛金	42,369	—	—	—
金銭の信託	100,659	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	276,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券 (社債)	—	111,517	30,000	—
(2) 債券 (その他)	—	—	9,510	16,032
(3) その他	—	22,436	—	—
合計	1,137,160	133,953	315,510	16,032

4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、自社が保有する金融資産について、安全性及び流動性を考慮して長期的な視野に立った資産運用を行うことを基本方針としております。なお、現在デリバティブは利用しておらず、為替変動等のリスクをヘッジする目的以外でのリスクの高い投機的取引は行わない方針であります。また、運転資金及び設備投資等の資金については自己資金で賄っており、金融機関からの借入れはありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主として公社債等を中心とした運用と資金決済に関する法律に基づく「前払式支払手段（第三者型）発行者」として発行している「おうちポイント」の発行保証金として法務局に供託している国債であり、市場リスク（市場価格の変動リスク、金利リスク、為替変動リスク、流動性リスク等）に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。長期預り金は、主として「電子マネー発行サービス」の運営に伴う発行ポイント残高やBPO事業における支払代行業務に係る一時預り金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券について市場動向、時価及び発行体の財政状況等を定期的に把握し、保有状況を継続的に見直しております。なお、外貨建社債等の為替リスクにつきましては、ヘッジするための為替予約取引等は行っておりませんが、定期的な為替変動による影響額をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社財務部が当社グループの日次預金残高管理を実施し、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,534,329	1,534,329	—
(2) 売掛金	37,930	37,930	—
(3) 金銭の信託	117,678	117,678	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	277,573	285,459	7,886
②その他有価証券	237,685	237,685	—
資産計	2,205,196	2,213,082	7,886
(1) 買掛金	35,103	35,103	—
(2) 長期預り金	661,574	634,813	△26,760
負債計	696,677	669,917	△26,760

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 金銭の信託

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
差入保証金	280,000
非上場株式	0

差入保証金は前払式支払手段の保全措置等として法務局に供託しているものであり、返還時期の見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本表には含めておりません。

非上場株式は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,534,329	—	—	—
売掛金	37,930	—	—	—
金銭の信託	117,678	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	276,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	100,000	12,933	41,200	30,000
(2) 債券（その他）	—	—	10,161	16,929
(3) その他	—	22,577	—	—
合計	1,789,937	35,510	327,361	46,929

4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成28年6月30日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	277,778	293,344	15,565
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	277,778	293,344	15,565
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		277,778	293,344	15,565

2. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	128,744	127,821	922
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	128,744	127,821	922
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	11,156	12,712	△1,555
	③ その他	19,955	30,478	△10,523
	(3) その他	22,436	23,808	△1,372
	小計	53,548	66,999	△13,451
合計		182,292	194,821	△12,529

- (注) 1. 有価証券のうちMRF(連結貸借対照表計上額10,362千円)については、預金と同等の性格を有することから、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 償還されたその他有価証券

(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

種類	償還額 (千円)	償還益の合計額 (千円)	償還損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	3,531	—	△1,098
(3) その他	21,274	—	—
合計	24,805	—	△1,098

4. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券（その他有価証券で時価のない株式）について525千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価のない株式については財政状態等を勘案し、必要と認められた額について、減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成29年6月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	277,573	285,459	7,886
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	277,573	285,459	7,886
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		277,573	285,459	7,886

2. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	73,437	68,916	4,520
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	10,454	10,257	197
	小計	83,892	79,174	4,717
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	107,190	111,670	△4,479
	③ その他	22,880	31,020	△8,140
	(3) その他	12,390	12,848	△458
	小計	142,461	155,540	△13,078
合計		226,353	234,714	△8,361

- (注) 1. 有価証券のうちMRF（連結貸借対照表計上額11,331千円）については、預金と同等の性格を有することから、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 0千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 償還されたその他有価証券

(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

種類	償還額 (千円)	償還益の合計額 (千円)	償還損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	1,230	—	—
合計	1,230	—	—

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 1名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 1名 社外協力者 2名	当社従業員 9名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 400,000株	普通株式 500,000株	普通株式 27,800株
付与日	平成21年11月25日	平成24年9月26日	平成27年4月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 平成23年11月26日 至 平成33年11月24日	自 平成26年9月27日 至 平成36年9月26日	自 平成29年5月1日 至 平成36年12月31日

	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 19,200株
付与日	平成28年5月13日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年6月1日 至 平成38年4月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年9月30日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	27,800
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	27,800
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	40,000	20,000	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	40,000	20,000	—

	第5回 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	19,200
失効	—
権利確定	—
未確定残	19,200
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成27年9月30日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50	50	50
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第5回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	150
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成27年9月30日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法はDCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

— 千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

— 千円

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 1名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 1名 社外協力者 2名	当社従業員 9名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 400,000株	普通株式 500,000株	普通株式 27,800株
付与日	平成21年11月25日	平成24年9月26日	平成27年4月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 平成23年11月26日 至 平成33年11月24日	自 平成26年9月27日 至 平成36年9月26日	自 平成29年5月1日 至 平成36年12月31日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 19名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 19,200株	普通株式 10,200株
付与日	平成28年5月13日	平成28年9月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成30年6月1日 至 平成38年4月30日	自 平成30年10月1日 至 平成38年4月30日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成27年9月30日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	27,800
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	27,800
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	40,000	20,000	—
権利確定	—	—	27,800
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	40,000	20,000	27,800

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	19,200	—
付与	—	10,200
失効	1,200	—
権利確定	—	—
未確定残	18,000	10,200
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成27年9月30日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	50	50	50
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	150	150
行使時平均株価	(円)	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—

(注) 平成27年9月30日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法はDCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

— 千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

— 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成28年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	4,563千円
ポイント引当金	1,692
資産除去債務	206
投資有価証券 (減損)	181
繰越欠損金	64,532
繰延税金資産小計	71,176
評価性引当額	△41,325
繰延税金資産合計	29,850
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△319
繰延税金負債合計	△319
繰延税金資産の純額	29,531

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
流動資産－繰延税金資産	27,222千円
固定資産－繰延税金資産	2,308

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
法定実効税率	34.3%
(調整)	
住民税均等割	1.5
評価性引当額の増減	△102.7
その他	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△65.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した34.3%から平成28年7月1日に開始する連結会計年度及び平成29年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については34.8%に、平成30年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、34.6%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度（平成29年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	3,481千円
ポイント引当金	2,748
未払費用（社会保険料）	556
資産除去債務	309
一括償却資産	585
減価償却超過額	135
投資有価証券（減損）	181
繰越欠損金	39,570
繰延税金資産小計	47,568
評価性引当額	△491
繰延税金資産合計	47,077
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,632
繰延税金負債合計	△1,632
繰延税金資産の純額	45,445

（注） 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
流動資産－繰延税金資産	36,972千円
固定資産－繰延税金資産	8,472

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
法定実効税率	34.8%
（調整）	
住民税均等割	1.1
評価性引当額の増減	△56.7
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△21.5

（資産除去債務関係）

当社グループは、本社事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「保証サービス」、「検査補修サービス」、「電子マネー発行サービス」及びBPO事業等、複数のサービスを住宅オーナー及び住宅事業者提供しており、提供するサービスの特性等に基づき「おうちのトータルメンテナンス事業」と「BPO事業」の2つを報告セグメントとしております。

「おうちのトータルメンテナンス事業」

キッチン、バス、給湯器、トイレ、洗面化粧台などのメンテナンス保証を提供する「保証サービス」を中心に、引き渡し前の竣工検査、引き渡し後のアフター点検や賃貸物件の入居前点検、住まいの設備や建具の故障など大きなトラブルを未然に防ぐ「検査補修サービス」、将来のメンテナンス・リフォームや住生活に関連する物品・サービスを購入することができる「おうちポイント」の発行・管理を行う「電子マネー発行サービス」の3つのサービスを有機的に組み合わせた商品・サービスを提供しております。

「BPO事業」

住宅設備メーカー等の事業者が購買者に対して提供する延長保証制度の運営をサポートする事業であり、コールセンター受付、保証料の集金、保証書の発行、検査の手配並びに損害保険料及び保険金の精算業務等を受託しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	おうちのトータルメンテナンス事業	BPO事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	771,142	98,163	869,306	—	869,306
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	771,142	98,163	869,306	—	869,306
セグメント利益	20,247	19,912	40,159	—	40,159
セグメント資産(注2)	1,027,183	264	1,027,448	1,307,593	2,335,041
セグメント負債(注2)	2,308,684	134,406	2,443,090	72,970	2,516,061
その他の項目					
減価償却費	4,550	370	4,920	—	4,920
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	20,690	—	20,690	2,421	23,111

- (注1) セグメント資産及びセグメント負債の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産及び全社負債であります。全社資産の主なものは、当社グループの余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券、保険積立金）等に係る資産であります。全社負債の主なものは、未払消費税等であります。
- (注2) おうちのトータルメンテナンス事業のセグメント資産及びセグメント負債には前払費用49,566千円、長期前払費用457,827千円と前受収益318,427千円、長期前受収益1,563,878千円がそれぞれ含まれており、その主なものは「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (注3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,421千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資であります。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「保証サービス」、「検査補修サービス」、「電子マネー発行サービス」及びBPO事業等、複数のサービスを住宅オーナー及び住宅事業者を提供しており、提供するサービスの特性等に基づき「おうちのトータルメンテナンス事業」と「BPO事業」の2つを報告セグメントとしております。

「おうちのトータルメンテナンス事業」

キッチン、バス、給湯器、トイレ、洗面化粧台などのメンテナンス保証を提供する「保証サービス」を中心に、引き渡し前の竣工検査、引き渡し後のアフター点検や賃貸物件の入居前点検、住まいの設備や建具の故障など大きなトラブルを未然に防ぐ「検査補修サービス」、将来のメンテナンス・リフォームや住生活に関連する物品・サービスを購入することができる「おうちポイント」の発行・管理を行う「電子マネー発行サービス」の3つのサービスを有機的に組み合わせた商品・サービスを提供しております。

「BPO事業」

住宅設備メーカー等の事業者が購買者に対して提供する延長保証サービスの運営をサポートする事業であり、コールセンター受付、保証料の集金、保証書の発行、検査の手配並びに損害保険料及び保険金の精算業務等を受託しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	うちのトータルメンテナ ンス事業	BPO事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	879,491	152,061	1,031,553	—	1,031,553
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	879,491	152,061	1,031,553	—	1,031,553
セグメント利益又は損失(△)	△1,794	69,427	67,632	—	67,632
セグメント資産(注2)	1,540,864	9,118	1,549,983	1,905,945	3,455,928
セグメント負債(注2)	3,313,172	162,076	3,475,248	69,144	3,544,392
その他の項目					
減価償却費	7,811	763	8,574	—	8,574
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,890	880	5,770	18,831	24,601

(注1) セグメント資産及びセグメント負債の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産及び全社負債であります。全社資産の主なものは、当社グループの余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券、保険積立金)等に係る資産であります。全社負債の主なものは、未払消費税等であります。

(注2) おうちのトータルメンテナンス事業のセグメント資産及びセグメント負債には前払費用94,556千円、長期前払費用688,065千円と前受収益456,502千円、長期前受収益2,211,527千円がそれぞれ含まれており、その主なものは「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(注3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額18,831千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東急リバブル株式会社	156,525	うちのトータルメンテナ ンス事業
野村不動産アーバンネット株式会社	122,705	うちのトータルメンテナ ンス事業
大成有楽不動産販売株式会社	92,503	うちのトータルメンテナ ンス事業

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東急リバブル株式会社	152,546	おうちのトータルメンテナンス事業
野村不動産アーバンネット株式会社	127,050	おうちのトータルメンテナンス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり純資産額	△131.55円
1株当たり当期純利益金額	53.06円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成27年9月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	73,011
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	73,011
普通株式の期中平均株式数(株)	1,376,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の 数19,639個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり純資産額	△64.29円
1株当たり当期純利益金額	65.19円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	89,701
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	89,701
普通株式の期中平均株式数(株)	1,376,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の 数28,639個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 株主割当による新株式の発行

当社は、平成29年12月25日開催の臨時株主総会において、株主割当による新株の発行を行うことを決議し、平成29年12月28日に払込が完了しております。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式64,000株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき1,200円 |
| (3) 発行価額の総額 | 76,800,000円 |
| (4) 資本組入額 | 1株につき600円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 38,400,000円 |
| (6) 払込期日 | 平成29年12月28日 |
| (7) 割当先及び割当株数 | |

安達慶高	13,500株
荒川拓也	12,000株
竹林俊介	12,000株
愛田司郎	8,000株
森永秀一	6,500株
吉川淳史	3,000株
吉崎憲	3,000株
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,000株
北野木材株式会社	2,000株
豊田匡臣	1,000株
大滝一彦	500株
城戸美代子	500株

- (8) 資金使途 資本増強による財務バランスを改善するため。

2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成29年12月25日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株の発行を行うことを決議し、平成29年12月28日に払込が完了しております。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式12,500株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき1,200円 |
| (3) 発行価額の総額 | 15,000,000円 |
| (4) 資本組入額 | 1株につき600円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 7,500,000円 |
| (6) 払込期日 | 平成29年12月28日 |
| (7) 割当先及び割当株数 | |
| 株式会社アルファステップ | 12,500株 |
| (8) 資金使途 | 資本増強による財務バランスを改善するため。 |

3. 新株予約権の発行

当社は、平成29年12月25日開催の臨時株主総会並びに同日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権の発行を決議しております。

- | | |
|---|---|
| (1) 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 9名 |
| (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 10,600株
新株予約権の1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。 |
| (3) 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1,200円 |
| (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,200円
資本組入額 600円 |
| (5) 新株予約権の割当日 | 平成29年12月26日 |
| (6) 新株予約権の行使期間 | 自 平成32年1月1日 至 平成39年12月24日 |

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 「資金決済に関する法律」に基づき東京法務局に供託している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
投資有価証券	277,573千円	277,470千円
差入保証金	280,000	386,000
計	557,573	663,470

(注) 差入保証金は、連結貸借対照表上、投資その他の資産のその他に含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
給料手当及び賞与	119,426千円
賞与引当金繰入額	8,450
ポイント引当金繰入額	330

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	1,760,784千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,760,784

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成29年7月1日至平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年12月28日を払込期日とする株主割当増資及び第三者割当増資により、当第2四半期連結累計期間において資本金が45,900千円、資本準備金が45,900千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が94,300千円、資本準備金が69,300千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成29年7月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	うちのトータルメンテナ ンス事業	BPO事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	450,591	118,023	568,614	—	568,614
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	450,591	118,023	568,614	—	568,614
セグメント利益	5,400	49,317	54,718	—	54,718

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	25.81円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	35,559
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	35,559
普通株式の期中平均株式数(株)	1,377,663
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第7回新株予約権(新株予約権10,600個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	724,844	1,081,073
売掛金	42,105	37,675
有価証券	270	96,126
金銭の信託	9,940	25,798
貯蔵品	562	371
前払費用	51,340	95,994
繰延税金資産	24,336	32,238
その他	※ 1,716	※ 46,207
流動資産合計	855,116	1,415,487
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,912	10,867
減価償却累計額	△1,007	△791
建物（純額）	1,905	10,075
工具、器具及び備品	2,463	6,969
減価償却累計額	△513	△1,843
工具、器具及び備品（純額）	1,949	5,126
土地	—	1,339
有形固定資産合計	3,854	16,541
無形固定資産		
ソフトウェア	19,195	20,205
無形固定資産合計	19,195	20,205
投資その他の資産		
投資有価証券	182,292	131,466
関係会社株式	160,000	160,000
長期前払費用	453,282	677,403
繰延税金資産	—	8,472
その他	61,359	63,475
投資その他の資産合計	856,933	1,040,818
固定資産合計	879,983	1,077,565
資産合計	1,735,099	2,493,052

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 31,390	30,234
未払金	※ 26,326	※ 30,321
未払費用	6,270	6,306
未払法人税等	385	509
前受収益	291,101	414,558
預り金	※ 48,103	※ 35,778
賞与引当金	13,000	9,550
その他	20,174	15,253
流動負債合計	436,752	542,512
固定負債		
長期前受収益	1,424,716	1,954,820
長期預り金	40,980	72,559
繰延税金負債	319	—
固定負債合計	1,466,015	2,027,379
負債合計	1,902,768	2,569,891
純資産の部		
株主資本		
資本金	48,400	48,400
資本剰余金		
資本準備金	23,400	23,400
資本剰余金合計	23,400	23,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△226,620	△138,646
利益剰余金合計	△226,620	△138,646
株主資本合計	△154,820	△66,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△12,848	△9,993
評価・換算差額等合計	△12,848	△9,993
純資産合計	△167,669	△76,839
負債純資産合計	1,735,099	2,493,052

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	※ ¹ 800,039	※ ¹ 958,512
売上原価	344,655	382,451
売上総利益	455,384	576,060
販売費及び一般管理費	※ ¹ , ※ ² 413,450	※ ¹ , ※ ² 510,189
営業利益	41,933	65,871
営業外収益		
受取利息	105	6
有価証券利息	3,823	7,748
受取配当金	11	307
還付消費税等	201	—
その他	55	75
営業外収益合計	4,198	8,138
経常利益	46,131	74,009
特別損失		
固定資産除却損	—	※ ³ 1,943
投資有価証券償還損	1,098	—
投資有価証券評価損	525	—
保険解約損	—	1,051
特別損失合計	1,623	2,994
税引前当期純利益	44,508	71,015
法人税、住民税及び事業税	455	1,047
法人税等調整額	△24,336	△18,007
法人税等合計	△23,880	△16,959
当期純利益	68,388	87,974

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余 金		
当期首残高	48,400	23,400	23,400	△295,009	△295,009	△223,209
当期変動額						
当期純利益				68,388	68,388	68,388
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	68,388	68,388	68,388
当期末残高	48,400	23,400	23,400	△226,620	△226,620	△154,820

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△5,125	△5,125	△228,335
当期変動額			
当期純利益			68,388
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	△7,722	△7,722	△7,722
当期変動額合計	△7,722	△7,722	60,666
当期末残高	△12,848	△12,848	△167,669

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余 金		
当期首残高	48,400	23,400	23,400	△226,620	△226,620	△154,820
当期変動額						
当期純利益				87,974	87,974	87,974
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	87,974	87,974	87,974
当期末残高	48,400	23,400	23,400	△138,646	△138,646	△66,846

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△12,848	△12,848	△167,669
当期変動額			
当期純利益			87,974
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	2,854	2,854	2,854
当期変動額合計	2,854	2,854	90,829
当期末残高	△9,993	△9,993	△76,839

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

金銭の信託

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 5年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

おうちのトータルメンテナンス事業

「保証サービス」において一括收受した保証料については、保証期間にわたって均等に期間配分し、当事業年度に対応する額を収益計上しております。未経過分の保証料については1年以内に収益化される予定の金額を前受収益、1年を超える予定のものは長期前受収益として計上しております。また、取扱店・代理店に支払う販売手数料についても、保証期間と同一の期間にわたって均等に期間配分し、当事業年度に対応する額を費用計上しております。未経過分の販売手数料については1年以内に費用化される予定の金額を前払費用、1年を超える予定のものは長期前払費用として計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

金銭の信託

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～26年

工具、器具及び備品 2年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

おうちのトータルメンテナンス事業

「保証サービス」において一括収受した保証料については、保証期間にわたって均等に期間配分し、当事業年度に対応する額を収益計上しております。未経過分の保証料については1年以内に収益化される予定の金額を前受収益、1年を超える予定のものは長期前受収益として計上しております。また、取扱店・代理店に支払う販売手数料についても、保証期間と同一の期間にわたって均等に期間配分し、当事業年度に対応する額を費用計上しております。未経過分の販売手数料については1年以内に費用化される予定の金額を前払費用、1年を超える予定のものは長期前払費用として計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社項目

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
流動資産		
その他	1,365千円	31,051千円
流動負債		
買掛金	1,216千円	－千円
未払金	500千円	502千円
預り金	12,765千円	18千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	12,000千円	39,055千円
販売費及び一般管理費	5,555	5,555

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2.9%、当事業年度3.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97.1%、当事業年度96.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
役員報酬	59,816千円	60,120千円
給料手当及び賞与	144,419	206,543
賞与引当金繰入額	11,851	9,410
減価償却費	4,444	8,058

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
建物	－千円	1,734千円
工具、器具及び備品	－	208
計	－	1,943

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年6月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式160,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年6月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式160,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	4,394千円
資産除去債務	206
投資有価証券（減損）	181
繰越欠損金	60,879
繰延税金資産小計	65,661
評価性引当額	△41,325
繰延税金資産合計	24,336
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△319
繰延税金負債合計	△319
繰延税金資産の純額	24,016

(注) 繰延税金資産の純額及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度 (平成28年6月30日)
流動資産－繰延税金資産	24,336千円
固定負債－繰延税金負債	△319

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年6月30日)
法定実効税率	34.3%
(調整)	
住民税均等割	0.9
評価性引当額の増減	△89.6
その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△53.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した34.3%から平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.8%に、平成30年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、34.6%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	3,324千円
未払費用（社会保険料）	531
資産除去債務	309
一括償却資産	585
減価償却超過額	135
投資有価証券（減損）	181
繰越欠損金	37,766
繰延税金資産小計	42,834
評価性引当額	△491
繰延税金資産合計	42,343
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,632
繰延税金負債合計	△1,632
繰延税金資産の純額	40,710

（注） 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度 (平成29年6月30日)
流動資産－繰延税金資産	32,238千円
固定資産－繰延税金資産	8,472

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年6月30日)
法定実効税率	34.8%
（調整）	
住民税均等割	0.7
評価性引当額の増減	△58.9
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△23.9

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 株主割当による新株式の発行

当社は、平成29年12月25日開催の臨時株主総会において、株主割当による新株の発行を行うことを決議し、平成29年12月28日に払込が完了しております。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式64,000株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき1,200円 |
| (3) 発行価額の総額 | 76,800,000円 |
| (4) 資本組入額 | 1株につき600円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 38,400,000円 |
| (6) 払込期日 | 平成29年12月28日 |
| (7) 割当先及び割当株数 | |

安達慶高	13,500株
荒川拓也	12,000株
竹林俊介	12,000株
愛田司郎	8,000株
森永秀一	6,500株
吉川淳史	3,000株
吉崎憲	3,000株
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,000株
北野木材株式会社	2,000株
豊田匡臣	1,000株
大滝一彦	500株
城戸美代子	500株

- (8) 資金使途 資本増強による財務バランスを改善するため。

2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成29年12月25日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株の発行を行うことを決議し、平成29年12月28日に払込が完了しております。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式12,500株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき1,200円 |
| (3) 発行価額の総額 | 15,000,000円 |
| (4) 資本組入額 | 1株につき600円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 7,500,000円 |
| (6) 払込期日 | 平成29年12月28日 |
| (7) 割当先及び割当株数 | |

株式会社アルファステップ	12,500株
--------------	---------

- (8) 資金使途 資本増強による財務バランスを改善するため。

3. 新株予約権の発行

当社は、平成29年12月25日開催の臨時株主総会並びに同日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権の発行を決議しております。

(1) 付与対象者の区分及び人数

当社従業員 9名

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 10,600株

新株予約権の1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。

(3) 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり1,200円

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格 1,200円

資本組入額 600円

(5) 新株予約権の割当日

平成29年12月26日

(6) 新株予約権の行使期間

自 平成32年1月1日 至 平成39年12月24日

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額	貸借対照表計上額 (千円)
		第55回東芝社債	100,000千円	94,620
		小計	100,000千円	94,620
投資有価証券	その他有価証券	ブラジルグローバルリアル債	500千リアル	17,612
		ノルウェー地方金融公社 ゼロクーポン 円貨決済型リアル債	300千リアル	5,268
		第48回ソフトバンクグループ社債	30,000千円	30,744
		トヨタF I Nオーストラリア 豪ドル	150千豪ドル	12,570
		スプリント	100千米ドル	12,444
		第3回ソフトバンクグループ利払繰延条 項・期限前償還条項付無担保社債（劣後 特約付）	30,000千円	30,249
		小計	—	108,888
計		—	203,508	

【その他】

有価証券	その他有価証券	銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額 (千円)
		MR F	1,239,790	1,239
		外貨建MMF（豪ドル）	3,096	266
		小計	1,242,886	1,506
投資有価証券	その他有価証券	野村米国ハイ・イールド債券投信 (円コース)	5,894,413	10,187
		グローバル・ハイブリッド証券ファンド (為替ヘッジ型)	15,000,000	12,390
		小計	20,894,413	22,577
計		22,137,299	24,084	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,912	10,499	2,544	10,867	791	595	10,075
工具、器具及び備品	2,463	5,119	613	6,969	1,843	1,733	5,126
土地	—	1,339	—	1,339	—	—	1,339
有形固定資産計	5,375	16,959	3,157	19,176	2,635	2,328	16,541
無形固定資産							
ソフトウェア	23,481	6,442	—	29,923	9,718	5,432	20,205
無形固定資産計	23,481	6,442	—	29,923	9,718	5,432	20,205
長期前払費用	571,915	527,085	174,554	924,447	155,877	84,397	768,569 (91,166)

(注) 長期前払費用の差引当期末残高欄の()内の金額は、内数で1年以内償却予定の長期前払費用であり、貸借対照表上は、流動資産の「前払費用」に含めて表示しております。

【引当金明細表】

区分 (千円)	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	13,000	9,550	13,000	—	9,550

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月末日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）2. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り（注）3. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店（注）2. 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.jlw.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
3. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うことから該当事項はなくなる予定です。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 10月14日	北野木材株式会社 代表取締役 北野眞一郎	奈良県奈良 市大安寺西 3-8-12	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	池内 順平	東京都品川 区	—	20,000	3,000,000 (150) (注)4.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
平成28年 6月17日	愛田 司郎	埼玉県さい たま市大宮 区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	安達 慶高	東京都世田 谷区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の代表取締 役社長)	60,000	9,000,000 (150) (注)4.	移動前所有者の売却希望による
平成28年 6月30日	安達 慶高	東京都世田 谷区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の代表取締 役社長)	森永 秀一	東京都世田 谷区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	30,000	4,500,000 (150) (注)4.	移動前所有者の売却希望による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年7月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、DCF法により算出した価格範囲を参考として、当事者間で協議の上、決定した価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	株式①
発行年月日	平成28年5月13日	平成28年9月30日	平成29年12月26日	平成29年12月28日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	普通株式
発行数	普通株式 19,200株	普通株式 10,200株	普通株式 10,600株	12,500株
発行価格	150円 (注) 4.	150円 (注) 4.	1,200円 (注) 4.	1,200円 (注) 4.
資本組入額	75円	75円	600円	600円
発行価額の総額	2,880,000円	1,530,000円	12,720,000円	15,000,000円
資本組入額の総額	1,440,000円	765,000円	6,360,000円	7,500,000円
発行方法	平成28年5月11日開催の臨時株主総会及び平成28年5月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成28年5月11日開催の臨時株主総会及び平成28年9月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年12月25日開催の臨時株主総会及び平成29年12月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注) 3.	(注) 3.	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき 150円	1株につき 150円	1株につき 1,200円
行使請求期間	平成30年6月1日から 平成38年4月30日まで	平成30年10月1日から 平成38年4月30日まで	平成32年1月1日から 平成39年12月24日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

6. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員4名）により、新株予約権①の発行数は18,000株、発行価額の総額は2,700,000円、資本組入額の総額は1,350,000円となっております。

2【取得者の概況】

第5回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
戸部 利幸	千葉県市原市	会社員	6,000	900,000 (150)	当社の従業員
菅野 修	東京都豊島区	会社員	5,000	750,000 (150)	当社の従業員
岩橋 啓成	東京都豊島区	会社員	4,000	600,000 (150)	当社の従業員
齋藤 真一	千葉県柏市	会社員	600	90,000 (150)	当社の従業員
樋口 浩	東京都豊島区	会社員	400	60,000 (150)	当社の従業員
目黒 静香	神奈川県横浜市青葉区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員
稲垣 幸一	東京都杉並区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員
太田 麻保	東京都小金井市	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員
本宮 真利子	神奈川県川崎市高津区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員
佐々木 千寿子	東京都練馬区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員
江端 誠	東京都台東区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員
川本 晶	東京都中野区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員
増田 未奈	神奈川県横浜市中区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員
坂本 沙織	東京都杉並区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員
大場 誠子	東京都世田谷区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。

第6回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
加藤 航介	東京都大田区	会社員	10,000	1,500,000 (150)	当社の従業員
本井 究	東京都品川区	会社員	200	30,000 (150)	当社の従業員

第7回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
野村 唯史	東京都中野区	会社員	6,000	7,200,000 (1,200)	当社の従業員
北上 尚志	東京都江東区	会社員	1,200	1,440,000 (1,200)	当社の従業員
村儀 直彦	東京都中野区	会社員	1,000	1,200,000 (1,200)	当社の従業員
中島 泰典	神奈川県川崎市高津区	会社員	600	720,000 (1,200)	当社の従業員
宗近 康文	東京都国分寺市	会社員	600	720,000 (1,200)	当社の従業員
中嶋 由希子	東京都目黒区	会社員	600	720,000 (1,200)	当社の従業員
林 理美	東京都目黒区	会社員	200	240,000 (1,200)	当社の従業員
市川 美佳	神奈川県相模原市中央区	会社員	200	240,000 (1,200)	当社の従業員
吉川 るい子	神奈川県相模原市南区	会社員	200	240,000 (1,200)	当社の従業員

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社アルファステップ 代表取締役 本郷 孔洋 資本金 10百万円	東京都新宿区 西新宿1-25-1	不動産業	12,500	15,000,000 (1,200)	—

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
安達 慶高(注) 1. 3.	東京都世田谷区	283,500	17.95
荒川 拓也(注) 2. 3.	東京都渋谷区	252,000	15.96
竹林 俊介(注) 3. 4.	東京都新宿区	252,000	15.96
愛田 司郎(注) 3.	埼玉県さいたま市大宮区	168,000	10.64
森永 秀一(注) 3.	東京都世田谷区	136,500	8.64
吉川 淳史(注) 3. 4.	東京都文京区	123,000 (60,000)	7.79 (3.80)
三井不動産レジデンシャル株式会社 (注) 3.	東京都中央区銀座6-17-1	76,000	4.81
吉崎 憲(注) 3.	東京都世田谷区	63,000	3.99
北野木材株式会社(注) 3.	奈良県奈良市大安寺西3-8-12	42,000	2.66
あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社(注) 3.	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	42,000	2.66
豊田 匡臣	大阪府大阪市福島区	21,000	1.33
池内 順平	東京都品川区	20,000	1.27
大滝 一彦(注) 5.	神奈川県横浜市鶴見区	15,500 (5,000)	0.98 (0.32)
城戸 美代子(注) 4.	東京都新宿区	15,500 (5,000)	0.98 (0.32)
株式会社アルファステップ	東京都新宿区西新宿1-25-1	12,500	0.79
牧 輝(注) 5.	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.63 (0.63)
加藤 航介(注) 5.	東京都大田区	10,000 (10,000)	0.63 (0.63)
戸部 利幸(注) 5.	千葉県市原市	6,000 (6,000)	0.38 (0.38)
野村 唯史(注) 5.	東京都中野区	6,000 (6,000)	0.38 (0.38)
菅野 修(注) 5.	東京都豊島区	5,000 (5,000)	0.32 (0.32)
玉井 恭一郎(注) 5.	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.25 (0.25)
岩橋 啓成(注) 5.	東京都豊島区	4,000 (4,000)	0.25 (0.25)
中根 祐一朗(注) 5.	東京都江戸川区	1,400 (1,400)	0.09 (0.09)
北上 尚志(注) 5.	東京都江東区	1,200 (1,200)	0.08 (0.08)
村儀 直彦(注) 5.	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
足立 清明 (注) 6.	神奈川県相模原市南区	600 (600)	0.04 (0.04)
大見 晃平 (注) 5.	東京都町田市	600 (600)	0.04 (0.04)
齋藤 真一 (注) 5.	千葉県柏市	600 (600)	0.04 (0.04)
中島 泰典 (注) 5.	神奈川県川崎市高津区	600 (600)	0.04 (0.04)
宗近 康文 (注) 5.	東京都国分寺市	600 (600)	0.04 (0.04)
中嶋 由希子 (注) 5.	東京都目黒区	600 (600)	0.04 (0.04)
田中 尚子 (注) 5.	埼玉県さいたま市北区	400 (400)	0.03 (0.03)
永島 雅子 (注) 5.	埼玉県川口市	400 (400)	0.03 (0.03)
吉崎 涼太 (注) 5.	東京都渋谷区	400 (400)	0.03 (0.03)
樋口 浩 (注) 5.	東京都豊島区	400 (400)	0.03 (0.03)
目黒 静香 (注) 5.	神奈川県横浜市青葉区	200 (200)	0.01 (0.01)
稲垣 幸一 (注) 5.	東京都杉並区	200 (200)	0.01 (0.01)
太田 麻保 (注) 5.	東京都小金井市	200 (200)	0.01 (0.01)
本宮 真利子 (注) 5.	神奈川県川崎市高津区	200 (200)	0.01 (0.01)
佐々木 千寿子 (注) 5.	東京都練馬区	200 (200)	0.01 (0.01)
江端 誠 (注) 5.	東京都台東区	200 (200)	0.01 (0.01)
川本 晶 (注) 5.	東京都中野区	200 (200)	0.01 (0.01)
増田 未奈 (注) 5.	神奈川県横浜市中区	200 (200)	0.01 (0.01)
坂本 沙織 (注) 5.	東京都杉並区	200 (200)	0.01 (0.01)
大場 誠子 (注) 5.	東京都世田谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
本井 究 (注) 5.	東京都品川区	200 (200)	0.01 (0.01)
林 理美 (注) 5.	東京都目黒区	200 (200)	0.01 (0.01)
市川 美佳 (注) 5.	神奈川県相模原市中央区	200 (200)	0.01 (0.01)
吉川 るい子 (注) 5.	神奈川県相模原市南区	200 (200)	0.01 (0.01)
計	—	1,579,100 (126,600)	100.00 (8.02)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役会長)
3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
5. 当社の従業員
6. 当社子会社の従業員
7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

平成30年2月8日

日本リビング保証株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本リビング保証株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本リビング保証株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年2月8日

日本リビング保証株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本リビング保証株式会社の平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本リビング保証株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年12月25日開催の臨時株主総会において、株主割当及び第三者割当による新株の発行を決議し、平成29年12月28日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年2月8日

日本リビング保証株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本リビング保証株式会社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本リビング保証株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成30年2月8日

日本リビング保証株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本リビング保証株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本リビング保証株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年2月8日

日本リビング保証株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本リビング保証株式会社の平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本リビング保証株式会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年12月25日開催の臨時株主総会において、株主割当及び第三者割当による新株の発行を決議し、平成29年12月28日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

